

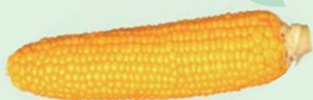
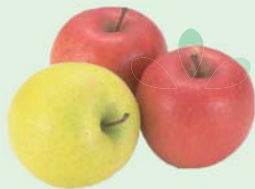
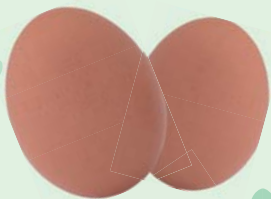


R E P O R T



2022

JAバンク茨城県信連の現況



JAバンク茨城県信連

IBARAKI Prefectural Credit Federations of Agricultural Cooperatives

REPORT 2022 CONTENTS



J Aは、信用・経済・共済・医療という総合事業を通して大切な自然環境を育みながら組合員・利用者および地域のみなさまの経済・生活の基礎を支える重要な役割を果たしています。

特に信用事業は、地域のメインバンクとしてみなさまの豊かな暮らしの実現と地域の産業・社会の発展に貢献しています。

当会は、農家組合員のみなさまの農業所得増大・農業生産拡大を目指し、J Aとの強い絆とネットワークを形成し、農業の成長産業化に向けたご支援を行っています。また同時に、地域の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

さらに、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

県内J Aの信用事業を安定的に運営するため、県域での本部機能と金融補完機能を担っているのが茨城県信用農業協同組合連合会（略称「J Aバンク茨城県信連」）です。

ごあいさつ…………… 1

経営

J Aグループ……………	2
J Aバンクシステム……………	3
経営理念・経営方針……………	4
SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み……………	5
2021年度の経営環境と業績……………	6
社会的責任と地域貢献活動……………	9
リスク管理の状況……………	16

事業

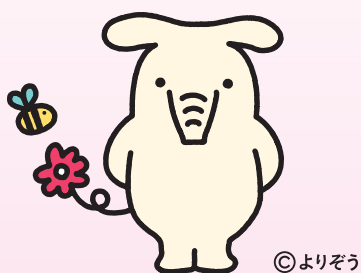
業務のご案内……………	25
各種手数料一覧……………	31

組織

組織と機構……………	35
沿革……………	37
県内J A一覧……………	39

資料編

経営状況に関する事項……………	41
自己資本の充実の状況に関する事項……………	67
役員等の報酬体系……………	83



©よりぞう

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づき作成したディスクロージャー資料です。
金額は原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会会長
八木岡 努



代表理事理事長
小林 富美男

ごあいさつ

平素より、私ども茨城県信用農業協同組合連合会（JAバンク茨城県信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けられましたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

当会は、昭和23年（1948年）の設立以来、JAグループの一員として県内JAとともに茨城県農業と地域社会の発展に取り組んでまいりました。

この度、当会の経営理念・経営方針・事業内容等をみなさまにご紹介するため本冊子をまとめました。ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、2021年度は、続くコロナ禍により社会環境が変容していく中、組織・経営基盤の強固さと変化に順応していく柔軟さを問われた1年であり、当会は県内JAと一体となって県内外企業や担い手農業者等への資金繰り支援等地域インフラ機能としての役割を発揮するため、各種施策についてJAおよび関係団体と連携のうえ、継続的な取組みを実施させていただきました。

国内農業は、担い手の高齢化や後継者不足、気候変動、さらにはロシアのウクライナ侵攻を起因とする燃料価格や配合飼料の高騰により厳しい経営環境が予想されます。JAバンクには担い手農業者が安定的な成長ある持続的経営を可能とするため、資金の円滑な融通や経営課題に対する相談・解決策を提供するなど、農業者の所得向上・満足度向上に向けた的確な対応が求められております。

このような情勢のもと、当会は新たに制定した3か年中期経営計画（2022年度～2024年度）においては、「①農業領域」、「②暮らし・地域領域」、「③経営の基盤・持続性確保」、「④不変の実践事項」の4つの領域、分野での取組事項を掲げ、県内JAと連携し、「持続可能な農業・地域社会の実現を支える金融仲介機能の発揮」の実現に向け取り組んでまいります。

当会は、これからもJAグループ茨城の一員として農業・地域の持続的な成長・発展に貢献し、組合員・利用者のみなさまから信頼される地域金融機関を目指して、役職員一丸となって更なる努力を重ねてまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年7月

経営管理委員会会長 八木岡 努

代表理事理事長 小林 富美男

JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階および全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能分担のもと、信用事業のほか、指導事業、経済事業、共済事業、厚生事業等を展開しています。

私どもJAバンク茨城県信連は、信用事業を担う県段階の連合会組織として、JA・信連・農林中金で構成する「JAバンク」の総称のもと、JAの金融利便性の向上、JA県内ネットワーク機能の充実、JAにおける金融エキスパートの育成、JA余裕資金の合同運用、地域への資金還元のため県域機能を発揮するとともに、農業専門金融機関・地域金融機関として県内JAと一体となって、組合員、地域利用者および企業など、地域のみなさまのお役にたつ金融サービスを提供できるよう努めています。

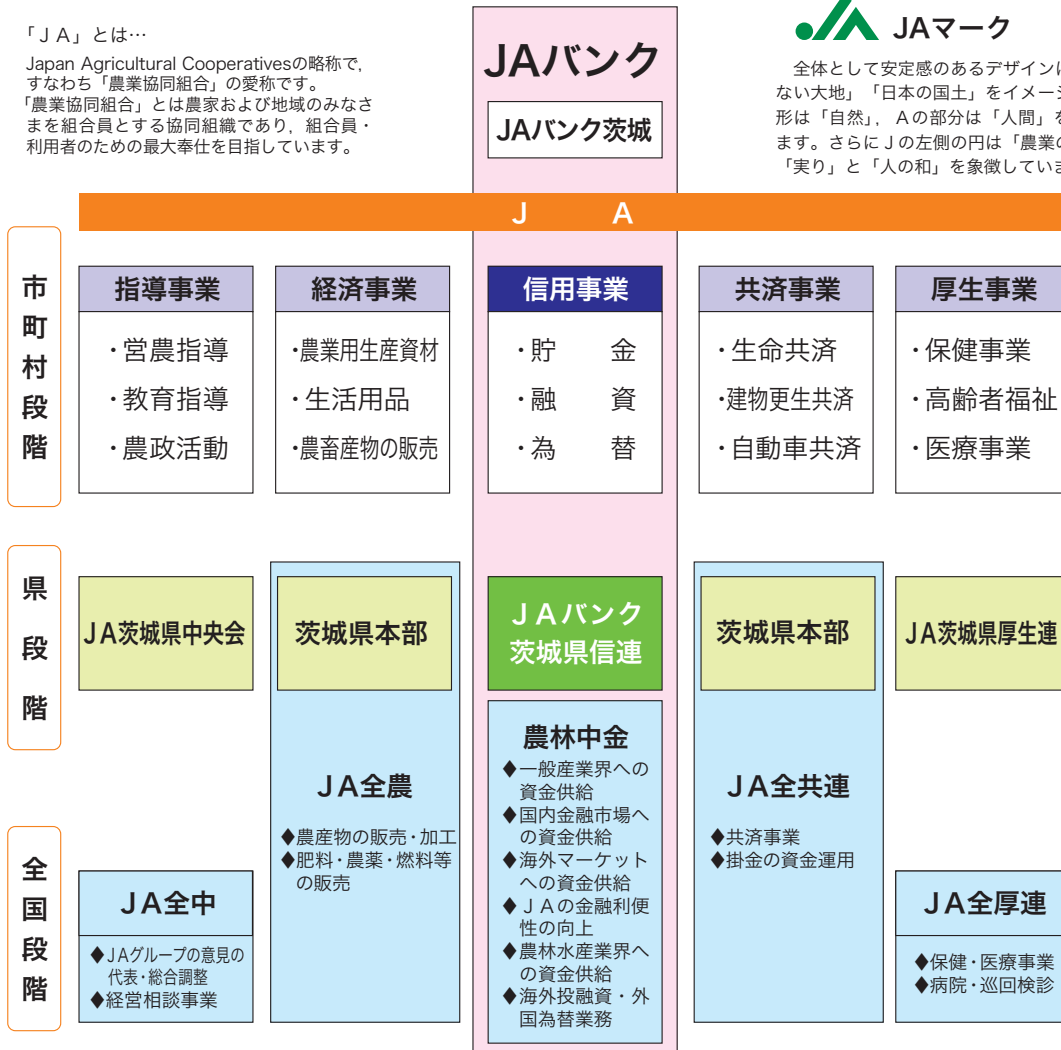
組合員のみなさま・地域のみなさま

「JA」とは…

Japan Agricultural Cooperativesの略称で、すなわち「農業協同組合」の愛称です。「農業協同組合」とは農家および地域のみなさまを組合員とする協同組織であり、組合員・利用者のための最大奉仕を目指しています。



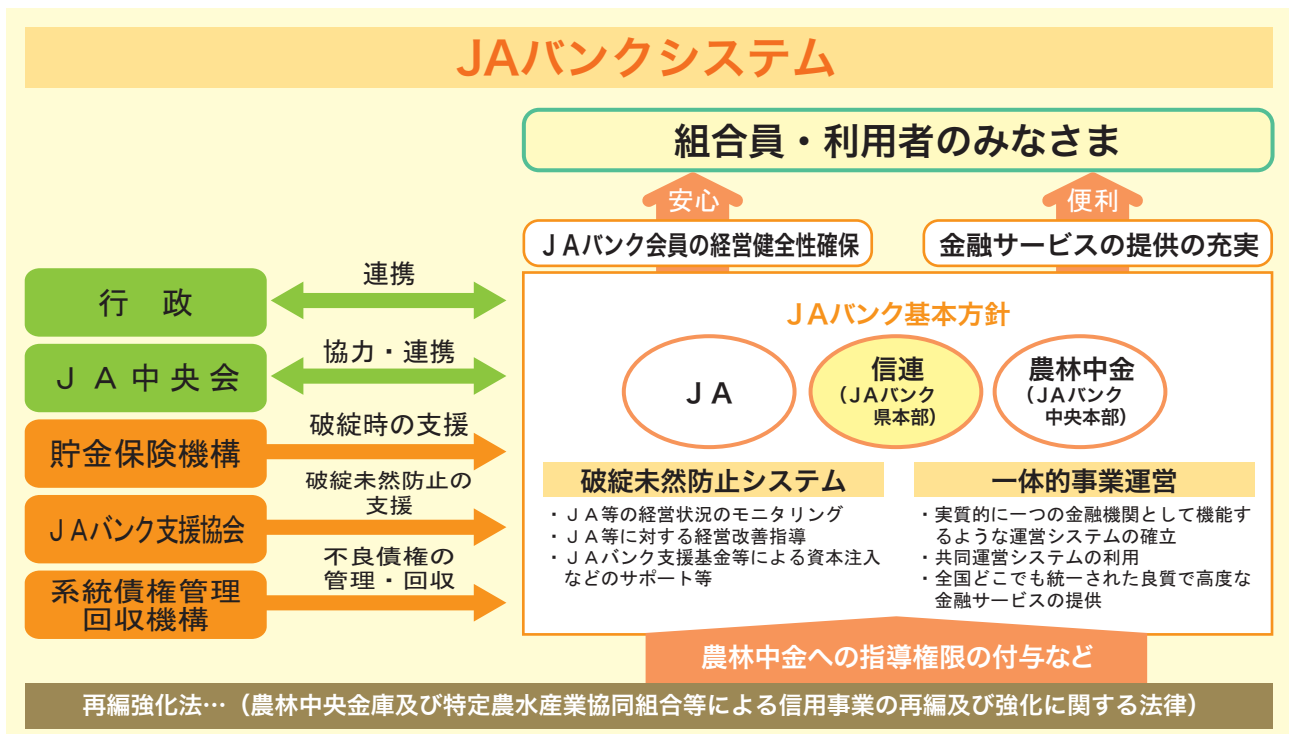
全体として安定感のあるデザインは「ゆるぎない大地」「日本の国土」をイメージし、三角形は「自然」、Aの部分は「人間」を表しています。さらにJの左側の円は「農業の豊かさ」「実り」と「人の和」を象徴しています。



JAバンクシステム

組合員・利用者のみなさまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組み仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



“JAバンクの「安心」”

JAバンクでは、より安全な金融機関としてみなさまにご利用いただくために「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。この仕組みによって、組合員・利用者のみなさまに、より一層の安心をお届けしています。

JAバンク・セーフティーネット

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための JAバンク独自の制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には、1. 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、2. 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、3. 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入等の支援を行います。

※2021年3月末における残高は、1,652億円となっています。



貯金保険制度

貯金者を保護するための 国の公的な制度

貯金者の保護のための国の公的な制度で、貯金業務を取り扱うすべてのJA、信連、農林中金などが加入しています。

この制度は、政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており、JAなどから収納された保険料を原資に、万一JAが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。「貯金保険制度」における貯金者保護のための仕組みは、銀行・信金・信組などが加入する「預金保険制度」と基本的に同じです。なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2021年3月末現在で、4,522億円となっています。

経営理念・経営方針

経営理念

J Aバンク茨城県信連は、J Aとともに地域に密着し、茨城県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献できる地域金融機関を目指します。

経営目標

- I. 地域金融機関として組合員・地域利用者のニーズや信頼に応えるため、優れた金融サービスと質の高い情報を提供します。
- II. 社会的責任を自覚した健全経営を行う地域金融機関として、茨城県の農業・産業振興を通じて茨城県の発展に貢献します。
- III. 強靱な「J Aバンク茨城」（J Aと信連が一体となった県内信用事業）の実現を図ります。

茨城県信連の目指すもの

- ・ 農業とくらしを守るJ Aバンク茨城
- ・ 挑戦 信頼 実践

【3か年中期経営計画(2022年度～2024年度)】

当会を取り巻く情勢は、厳しい金利環境見通しの中、人口減少や少子高齢化に伴う事業基盤の変化やコロナ禍による社会環境の変容への対応を求められています。

本3か年中期経営計画は、経営理念および経営目標のもと、J Aグループ茨城の目指す姿である「持続可能な農業と豊かな地域社会の実現」を支えていくため、将来に渡り安定・持続的な経営基盤を確立し、県内J Aと一体となったJ Aバンクならではの金融仲介機能を発揮することを基本方針として取り組みます。

JAグループ茨城の目指す姿

農業者の所得増大

J Aバンクならではの金融仲介機能（資金供給を基軸とするコンサル機能）を発揮し、農業経営体が「持続可能な経営体」として確立できるよう、農業所得増大への取り組みを実践する。

持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立

組合員・利用者目線での総合サービス提供により、地域・利用者のための生活基盤機能としての役割を発揮する。

組織・事業基盤の強化

農業・地域を支える総合事業体としての存在・存続意義を役職員が認識し、地域・組合員への還元を維持するための経営安定化に向けた取り組みを実践する。

当会の目指す姿 【基本方針】

持続可能な農業・地域社会の実現を支える金融仲介機能の発揮

当会の取組み 【重点実施事項】

1. 「農業」領域

【当会経営基盤の確立・強化・安定】
・農業専門金融機関として、農業・地域の発展に寄与するべく農業経営体等が持続可能な経営体として確立できるよう、農業融資を軸とした金融仲介機能の発揮による農業所得増大の取り組みを実践する。
・会員J Aに対する奨励金等の安定的・持続的な還元に向けて、適切なリスク管理のもと、効率的・効果的な運用により安定収益を確保する。

2. 「くらし・地域」領域

3. 経営の基盤・持続性の確保

【J A経営基盤の確立・強化・安定】
・J Aバンク基本方針のもと、J A指導機関として、行政・県連合会・関係機関（電算センター、基金協会等）との共同・連携により、J A経営基盤の安定化（収益向上、内部管理態勢強化）に向けた取り組み強化を実践する。

4. 不断の取組み

SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までの国際的な取組目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、J Aグループは2020年5月、「J AグループSDGs取組方針」を策定し、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として総合事業を展開するJ Aの特性をふまえ、各組織の事業や地域の特性に応じた取組を通じ、J Aグループ全体で目標を達成することとしています。

当会は、「農業と暮らしを守るJ Aバンク茨城」という組織目標のもと、「いばらきダイバーシティ宣言」を発表し、事業活動を通じてSDGsの達成に貢献し、地域の農業と暮らしの発展による持続可能な社会の実現を目指します。



□主な取組み



経営

SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み

2021年度の経営環境と業績

■農業情勢

国内農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化進行等により、専門性が必要とされる農業現場における熟練者の人手不足が深刻な課題となっており、スマート農業の実用化率向上に向けた対策が求められています。また、気候変動による生育障害や品質低下などの農作物への影響被害が確認されており、回避・軽減する適応技術や高温耐性品種の導入実証の取組みが進められています。

他方、世界規模では人口増加や所得向上に伴い食料マーケットは年々拡大しており、感染症拡大の影響を受ける中でも農林水産物の輸出額は拡大伸長しています。農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速する中、輸出拡大を伴う農業の成長産業化や所得の増大を更に進めていく必要があります。

農林水産省では、2021年9月に開催された国連食料システムサミットにおいて、「みどりの食料システム戦略」をアジアモンスーン地域の食料システムモデルとして打ち出し、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図る対策を進めています。

本県では同年10月に第29回茨城県JA大会を開催し、「持続可能で高付加価値な茨城農業の実現」をJAグループ茨城の目指す姿として決議しました。これは、農業協同組合が行政・関係団体等と一体となり農業・農畜産物の価値向上や環境保全、地域活性化等に挑戦・貢献することで、組合員・農業者が十分な所得を得ることによる持続可能な農業の実現と、地域住民・利用者が安心して暮らせる豊かな地域社会の実現を目指すものです。農業協同組合はこの中心的役割を担う地域になくしてはならない存在として存在意義を示していく必要があります。

■経済情勢

日本経済は、変異を続ける新型コロナウイルスの影響に大きく左右されています。緊急事態宣言が9月末まで断続的に発出されていたことにより、サービス業を中心に大きな打撃を受け、経済活動の回復は先進国と比べ大幅に劣後しています。また、2022年1月以降のコロナ第6波や長引く原材料価格高騰の影響がある中で起きたウクライナ情勢は、もう一段の燃料価格の高騰・穀物価格の上昇等を引き起こしており、長期化の影響による経済活動の停滞や国民の消費マインド低下が懸念されています。

■金融情勢

欧米では、FRB（連邦準備制度理事会）により12月の会合にて、長く続いたゼロ金利政策を前倒しで終了し、2022年内に利上げを実施すると発表され、2022年3月には政策金利の引き上げが決定されました。日銀は12月の金融政策決定会合において、量的・質的金融緩和策の継続およびコロナ対応資金繰り特別支援の一部縮小を決定しました。しかし、日本の物価上昇率目標の2%にはまだ相当遠く、現在の大幅な金融緩和を粘り強く続けていくとみられます。

そのような中、家計の金融資産残高は新型コロナによる外出自粛や消費控えなどにより、12月末時点で2,000兆円を超え過去最高を更新しています。また、上場株式や投資信託の保有残高は前年対比大きく伸長していますが、個人金融資産の大半を現金・預金が占めている状況に変化はなく、「貯蓄から投資」へのトレンドにブレーキが掛かっている状況とみられます。

近年の地球温暖化の深刻化を受けて、サステナブルファイナンスへの取組みが一層の広がりを見せています。また、SDGsへの注目度が増加し、持続可能な社会の実現のための個人・法人向け金融商品の更なる拡大が見込まれています。さらに、金融業界全体として業務効率化および店舗機能の見直し等が進み、デジタル化の一層の促進に向けた動きが加速しています。

■貯金

2022年3月末現在の残高は、1,467,791百万円、前年対比12,349百万円の減少となりました。

年間平均残高は、1,490,913百万円となり、前年対比1,257百万円減少し、増加率は△0.08%となりました。

また、2022年3月末の貯金残高構成は、JAからの1か年定期貯金が1,379,646百万円で93.99%を占めています。

■有価証券

2022年3月末現在の残高は、508,081百万円、前年対比7,805百万円の増加となりました。

年間平均残高は、495,219百万円となり、前年対比11,432百万円増加し、増加率2.36%、貯証券率は33.22%となりました。

低金利環境の長期化が見込まれるなかで、国内債券（国債・社債等）や受益証券を中心に取得を行い、収益の確保に取り組みました。

■貸出金

2022年3月末現在の残高は、238,466百万円、前年対比309百万円の増加となりました。

年間平均残高は、239,878百万円となり、前年対比9,619百万円増加し、増加率は4.18%、貯貸率は16.09%となりました。

コロナ禍により新規アプローチが制約されるなか、銀行等からの紹介を受けるなどして金融機関貸付の増加を図りました。

■損益の状況

当年度も引続き、ALM管理に基づく安定的かつ効率的運用や経費削減に継続して取り組みました。

貸倒引当金繰入額の増加や、有価証券売買・償還損益および資金収支が減益となったものの、金銭の信託運用損益の増益等により、経常利益は2,425百万円と前年対比308百万円の増益となりました。

当期剰余金は、上記の要因により税引前当期利益が増益になったため、1,902百万円と前年対比231百万円の増益となりました。

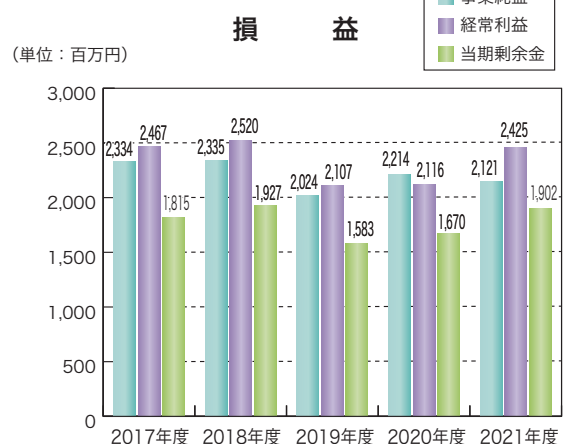
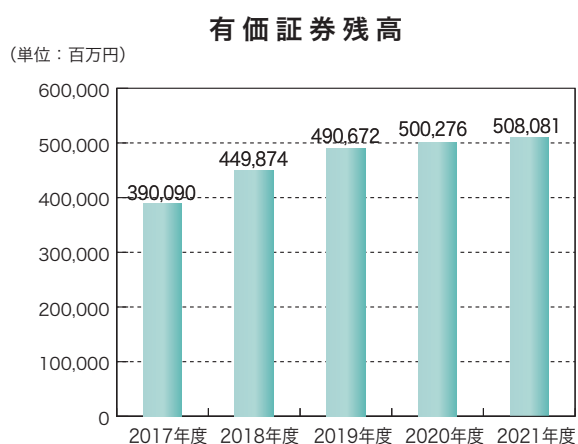
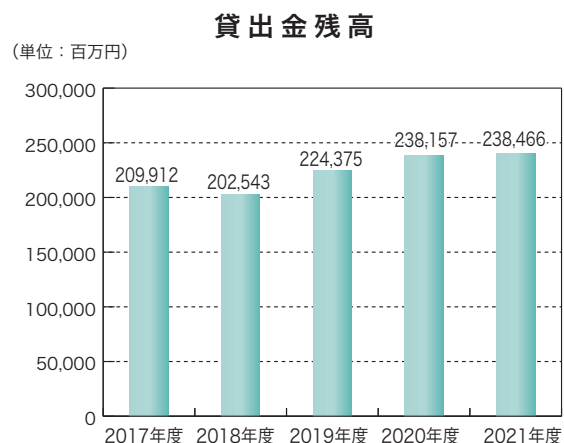
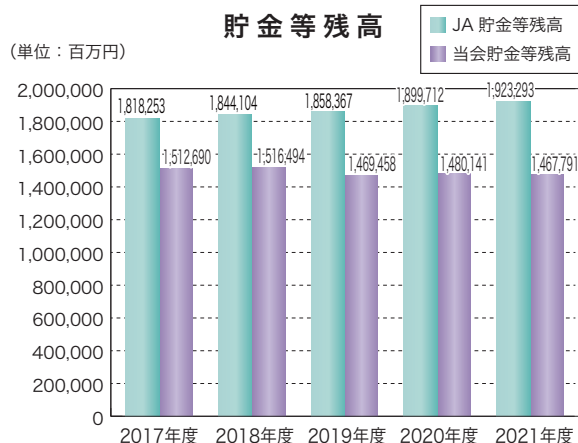
■主要な経営指標の推移

(単位：百万円、%)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事業純益	2,334	2,335	2,024	2,214	2,121
経常利益	2,467	2,520	2,107	2,116	2,425
当期剰余金	1,815	1,927	1,583	1,670	1,902
貯金等残高	1,512,690	1,516,494	1,469,458	1,480,141	1,467,791
預け金残高	1,019,797	1,003,445	898,971	867,857	800,001
貸出金残高	209,912	202,543	224,375	238,157	238,466
有価証券残高	390,090	449,874	490,672	500,276	508,081
単体自己資本比率	16.21	14.73	14.42	14.48	14.14

(注) 1. 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。

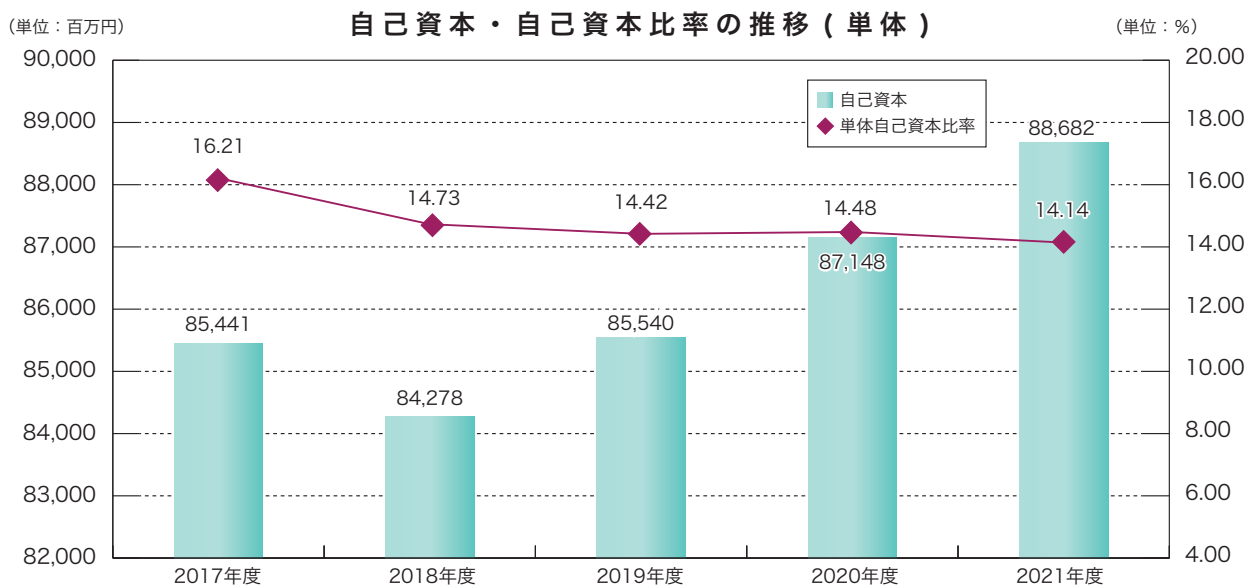
2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年3月28日付金融庁・農林水産省告示第2号第2号(最終改正：令和2年3月31日付金融庁・農林水産省告示第2号))に基づき算出しています。



■自己資本比率の状況

当会は、自己資本の充実を経営の重要課題として取り組んでいます。

2022年3月末現在の単体自己資本比率は14.14%であり、JAバンク基本方針で定める8%基準（国内基準4%）を大きく上回る、健全な自己資本を確保しています。



■不良債権の状況（資産の健全性確保）

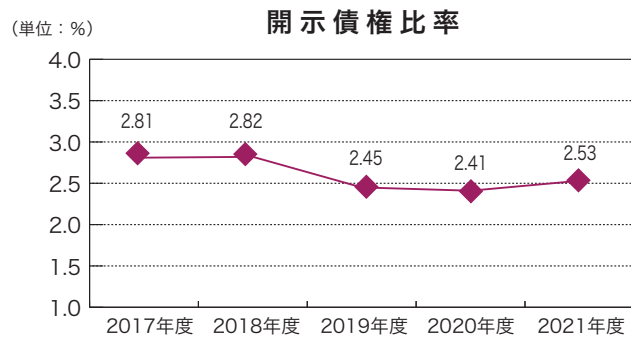
当会は、従来から不良債権の早期処理を経営の優先課題として取り組んできました。また、資産自己査定による厳格・適正な資産査定に基づき、所要の償却・引当を行っています。

2022年3月末現在の農協法に基づく開示債権残高は危険債権が増加したことから6,054百万円となり、債権総額に占める不良債権比率は2.53%、保全率99.96%となっています。

□開示債権

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	増減
債権総額 A	239,556	239,688	131
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	284	281	△2
危険債権	5,486	5,767	280
要管理債権	8	5	△2
三月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	8	5	△2
開示債権総額 B	5,779	6,054	275
正常債権	233,777	233,633	△143
担保保証等回収可能額 C	2,057	1,915	△141
貸倒引当金 D	3,717	4,137	419
債権総額に占める開示債権比率 B/A	2.41%	2.53%	0.12%
保全率 (C+D)/B	99.92%	99.96%	0.04%



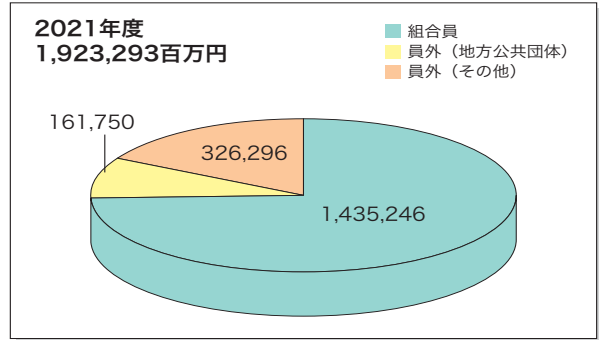
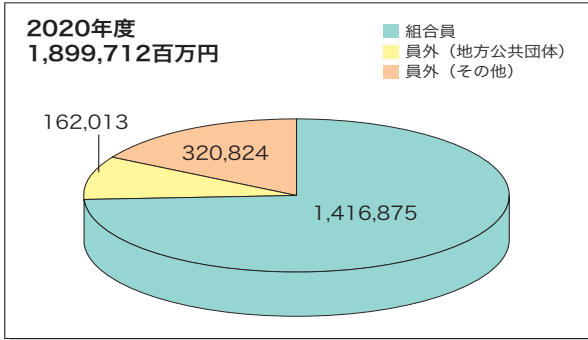
社会的責任と地域貢献活動

当会の資金調達は、その大半が組合員および利用者のみなさまが県内のJAにお預けいただいた大切な財産である貯金により成り立っています。お預かりした貯金は、資金を必要とする組合員および利用者のみなさまや、企業および地方公共団体などに供給・還元することによって、地域社会・地域経済の発展に資しています。

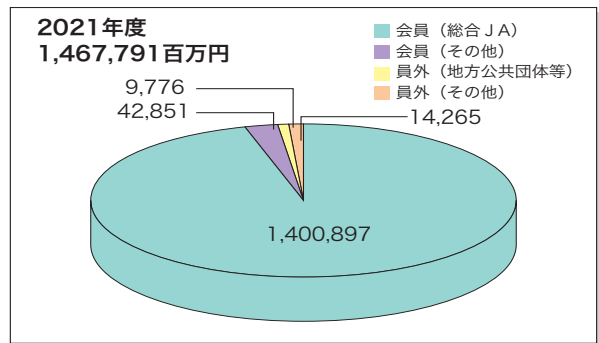
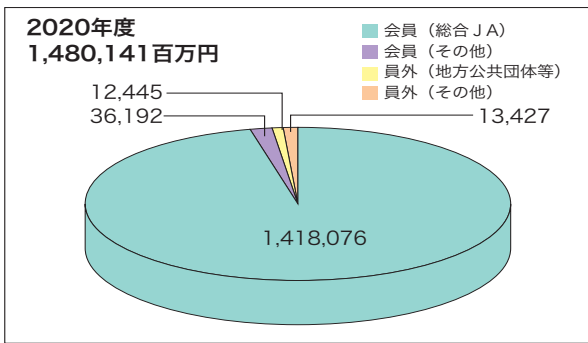
また、当会は文化・教育・環境活動を通じた豊かな地域社会の実現や持続可能な食料システム確立に向けた取組みを行っています。

■地域からの資金調達の状況

□ JA貯金残高（JA決算期（1月末））

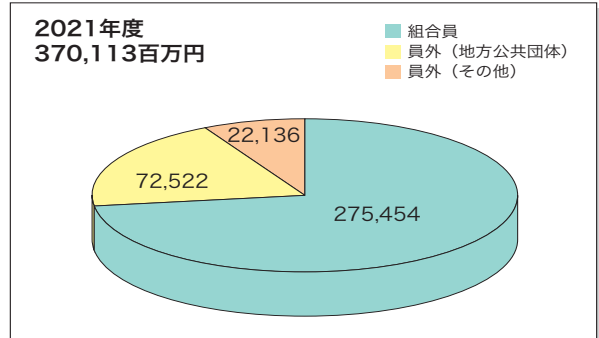
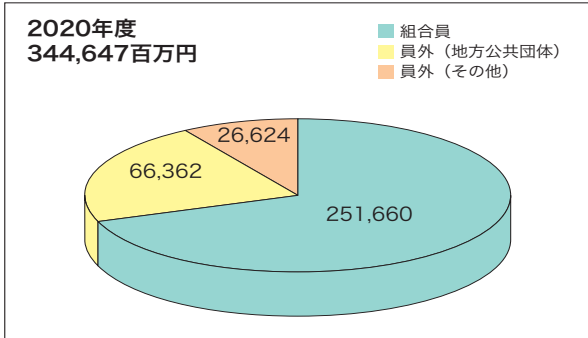


□ 当会貯金残高（当会決算期（3月末））

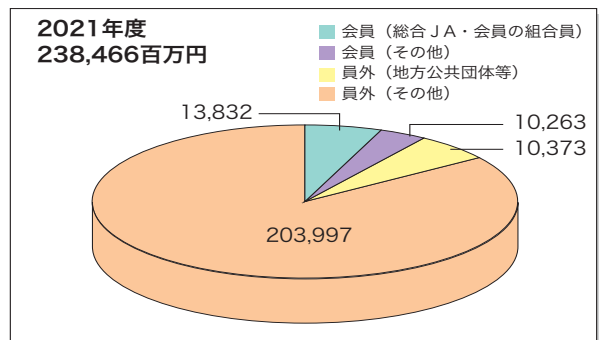
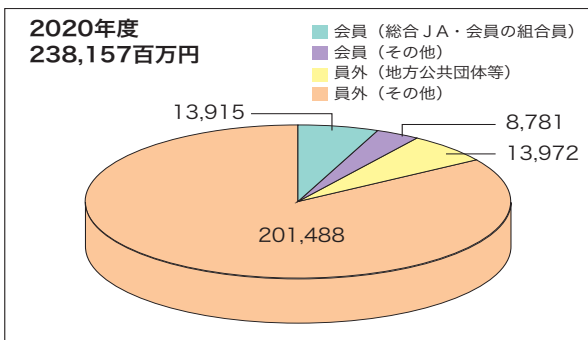


■地域への資金供給の状況

□ JA貸出金残高（JA決算期（1月末））



□ 当会貸出金残高（当会決算期（3月末））



経営

社会的責任と地域貢献活動

■地域密着型金融への取組み

当会は県内JAと一体となり、本県農業の発展と農家所得の向上を金融・非金融両面から取り組み、農業資金残高のシェア向上および担い手満足度向上を目指します。そして、農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供と地域貢献に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス拡大により影響を受けるお客さまからの融資等相談に対応しています。

□地域農業活性化への取組み（JAバンク自己改革）

前3か年中期経営計画（2019～2021年度）では、農協法改正等によりJA系統のあり方を問われ、過去に例を見ない環境変化に直面していることを認識し、この環境を「生き残りをかけた大規模な変革実践のとき」と捉え、JA自己改革に取り組みました。

今後も、持続可能な農業と豊かな地域社会の実現を支えていくため、将来に渡り安定・持続可能な経営基盤を確立し、JAと一体となったJAバンクならではの金融仲介機能を発揮していきます。

○農業担い手のニーズに応えるための態勢整備

当会は、経営相談機能強化に向けた取組みをサポートすべく、県内JAに農業担い手金融リーダー（2022年4月1日現在、17JA、62名）を設置し、農家組合員宅や農業法人等への同行訪問、借入相談の支援を実施しています。

2021年度は、県内全体での農業担い手金融リーダー会議や個別JAごとに農業メイン強化先への訪問実績検討会を開催し、信用部門と営農・経済部門との連携促進に取り組み、農業者への訪問活動の強化に努めました。その結果、JAでは農業者メイン強化先へ1,770先、当会アプローチ先へは71先に訪問活動を実施しました。

また、2021年度からの新たな取組みとして「担い手コンサルティング」を当会取引の農業法人2先に導入し、担い手の抱える経営課題の解決と、農業所得の向上に向けたソリューションの提案を実施しました。

○JA営農・経済事業の成長・効率化

農業所得の増大と、JA営農・経済事業の成長・効率化による採算性確保の実現を図る取組みとして、県域施策【「JAグループ茨城 営農経済事業マスタープラン」の更なる実践にむけて】を策定し、県内JAに導入し、各連合会と協働した一体的なサポートを実践しました。

2022年度以降も対象JAを拡大し県域展開していきます。

○農業者支援の取組み

当会および県内JAは各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金等の制度資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営をサポートしています。

設備資金には、「新認定農業者育成特別資金」、「農業経営拡大資金」、運転資金には「営農ローン」等をご用意しています。

また農業者支援事業として、「農業機械導入費用の助成」、「新認定農業者育成特別資金等に対する利子助成および保証料助成」、「農業近代化資金に対する保証料助成」の3つの事業を実施しています。また、全農いばらきと協賛し、「JAグループ茨城農畜産物商談会」をオンライン開催しました。その結果、商談件数8件、成約・成約見込み2件となるなど、接点構築・認知度向上および販路拡大支援の一助となりました。

今後も多様化する農業者のニーズに的確に対応するため、JAグループ茨城が一体となり、迅速・円滑に事業に取り組んでいきます。

□県内JAの主な農業資金の取扱状況（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

資金名	当会および 県内JAの 取扱残高	資金の内容
新認定農業者育成特別資金	5,552	認定農業者の農業経営に関わる一切の資金
農業経営拡大資金	5,267	農業経営に関わる一切の資金
農業近代化資金	2,465	施設・機械の取得、果樹の植栽・育成、家畜の購入・育成、長期運転資金等
JA営農ローン	437	営農に必要な資金（運転資金）
就農施設支援資金	132	農業経営を開始する際に必要な機械、施設または資材の購入等に必要な資金
農業改良資金	108	新たな農業部門・農産物加工事業を始めるための資金

□各種助成実績

(単位：件, 百万円)

事業	対象	2019年度		2020年度		2021年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
農機導入助成	農機具購入時助成	108	19	145	12	104	13
利子助成	新認定農業者育成特別資金等	6,184	50	6,411	55	6,515	58
保証料助成	新認定農業者育成特別資金	907	15	1,017	17	798	13
	農業近代化資金	43	6	59	6	65	9



○飼料用米生産拡大に向けての取組み

当会および県内JAは2021年度産の飼料用米生産拡大に向けて、生産者が安心して取り組めるよう、水田活用の直接支払交付金が交付されるまでの短期のつなぎ資金（JA交付金等つなぎ資金）を創設し、生産者の資金需要に応えるとともに、需給均衡による米価の安定を支援しました。2021年度の実績は、10JA、151件、747百万円となりました。

□JAマイカーローン・JA教育ローンキャンペーン

JAにおけるローン伸長および次世代との取引拡大を目的に、JAマイカーローンで50万円以上借入された方、JA教育ローンの証書型で50万円以上、当座貸越型で100万円以上借入された方を対象に、農協全国商品券1,000円分をプレゼントするキャンペーンを実施しました。

また、合わせてJAカードの契約をされた方については、1,000円分を上乗せし最大2,000円分をプレゼントしました。

□年金おまかせキャンペーン

JAバンクのメイン化拡大を図るため、キャンペーン期間内にJAで年金を新規契約（新規受給・指定替え・予約）した方および新規契約者を紹介した方を対象に農協全国商品券をプレゼントする「JAバンク茨城 年金はJAにおまかせください！キャンペーン2021」を実施しました。



□中小企業等の経営改善および地域の活性化のための取組み

○農業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割のひとつと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおり、金融円滑化にかかる基本的方針を理事会において次のとおり制定しています。

<金融円滑化にかかる基本的方針>

当会は、JAとともに地域に密着した金融機関として、「茨城県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献すること」を、「当会の最も重要な使命」として位置付けています。

当会はこの使命を遂行するため、お客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことは、最も重要な役割のひとつと位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組みます。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に依りて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続）の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む）と緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、後述のとおり必要な体制を整備しています。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

○農業者等の経営支援に関する態勢整備

当会は、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、次の体制を整備しています。

- ・ 理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」において、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしています。協議内容については、必要に応じて理事会へ報告することとしています。
- ・ 常務を「金融円滑化管理責任者」、営業部を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握し、理事会へ報告することとしています。
- ・ 営業部長および農業部長を「金融円滑化管理担当者」として、営業部および農業部における金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしています。
- ・ 営業部および農業部では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年保存することとしています。
- ・ 営業部および農業部において、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言を行う等、2015年3月に経営革新等支援機関の認定を受けた金融機関として、引き続き地域経済の発展に真摯に取り組んでいます。
- ・ 関係団体とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しています。
- ・ 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な教育・研修を行っています。

- ・ 当会では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けているお客さまに対する、融資等に関する相談窓口を設置しています。
 なお、2021年度は、被害を受けた組合員のみなさまを対象に「令和3年度」Aバンク茨城農業災害資金（新型コロナウイルス）」を創設し、164件、493百万円の資金繰りを支援しました。
- ・ 当会では、お客さまからのご融資にかかるご相談の窓口を営業部および農業部に設置し、各種相談を受け付けています。

<ご相談窓口>

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	茨城県水戸市梅香1-1-4	営業部	029-232-2031
		農業部	029-232-2033

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、当会総務企画部にてお受けいたします。

<苦情相談窓口> 電話番号：029-232-2015

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

○**経営者保証に関するガイドラインへの対応**

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、態勢を整備のうえ、本ガイドラインを遵守しています。

当会は、本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまと保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて、誠実に対応するよう努めています。

■地域・社会への貢献

□各種相談会の開催

年金受給（予定）者への情報提供と相談活動として、社会保険労務士および当会年金専任担当者による無料年金相談会を延べ133回開催し、複雑な年金の仕組みについてのご相談、各種手続きをお手伝いしました。

また、組合員や地域のみなさまの資金ニーズに幅広くお応えするため、各JAにおいて休日ローン相談会を開催しました。

□AEDの設置

AED（自動体外式除細動器）については、2004年7月より医療従事者ではない一般市民も使用が可能となっており、企業や公共施設等人が多く集まるところを中心に設置が進められています。当会の施設内でも、AEDを3台設置し、心肺停止等の緊急事態に備えています。

また、職員を対象としたAED講習会を開催し、AEDに関する使用方法や人形を使った模擬訓練等を行い、職員一人一人の知識や技術の向上に努めています。

なお、2021年度の開催については、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ中止となりました。

□プロスポーツチームとのパートナー契約

JAグループ茨城では、県産農畜産物のブランド向上、地産地消の浸透・促進等を目的に、プロサッカーチームJ1「鹿島アントラーズ」、J2「水戸ホーリーホック」およびプロバスケットボールチームB1「茨城ロボッツ」とパートナー契約を結んでいます。

各チームと連携し、ホームゲームまたは冠試合時に、県産農畜産物の抽選や来場者プレゼントの実施、県内JA・関係組織による飲食・販売ブースの出店といった様々な取組みにより、PR活動を展開しています。

〈イベントの様様〉



□「JAバンク食農教育応援事業」への取組み

JAバンクによる食農教育を中心とする教育実践活動を通じ、子供たちの農業に対する理解の深耕を図り、農業ファンの拡大と地域の発展に貢献することを目的に、食農教育・環境教育・金融経済教育を基本テーマとする教材本を作成しています。

この教材本は県内478校の小学5年生を対象に、県内各JAから40,350冊を無償配布し、社会科・理科・総合学習のなかで広く活用されています。

〈教材本〉



□「JAバンク茨城年金友の会グラウンド・ゴルフ交流大会」の開催

県内の各JA年金友の会で組織する「JAバンク茨城年金友の会」では、例年「JAバンク茨城年金友の会グラウンド・ゴルフ交流大会」を開催していますが、2021年度の開催については新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ中止となりました。

□「JAバンク茨城年金友の会情報誌、会員証」の発行

県内JA年金友の会の活動内容や、暮らしに役立つ医療情報等を中心に、「JAバンク茨城年金友の会情報誌」を当会にて年1回（11月）発行するとともに、県内JAの年金友の会の会員数約10万4千人の方を対象に「JA年金友の会会員証」を発行しています。

この会員証は、県内の各JAに年金の振込指定された会員の方に発行されており、会員証をご提示いただくと割引等の各種サービスが受けられる仕組みとなっています。

特典協力店舗は182店舗（2021年11月末）であり、JAバンク茨城では、特典協力店舗数の増加に努めています。

〈会員証〉



□利用者ネットワーク化への取組み

○JAバンク茨城公式Instagramへの投稿

JAバンク茨城公式Instagramを2019年12月より開設しています。

JAマイカーローン、教育ローン等の各種おすすめ商品や各種キャンペーンの案内、JAバンク茨城で開催した行事について定期的な投稿を行っています。

2021年度は、キャンペーン情報だけでなく直売所の紹介や、JAバンクオリジナルキャラクターである「よりぞうファミリー」や「よりぞうLINEスタンプ」の紹介についても投稿したところ、多くの方々に閲覧いただきました。

今後は、より投稿頻度を高めることで、さらなるJAバンク茨城の周知に力を入れていきたいと考えています。

〈JAバンク茨城アカウント〉



□ボランティア活動への取組み

当会では、地域に支えられて事業展開ができることを再確認し、地域社会に還元・貢献していくことを目的として「JAバンク茨城県信連ボランティアサークル」を運営しています。

当サークルは、全役職員参加型事業として2018年度より活動しており、以下の活動等を通じて地域活動に積極的に参加しています。

なお、当会は地球環境に配慮した取組みを積極的に行う事業所として、茨城県に登録する「茨城県エコ事業所登録制度」に申請し、2008年11月10日に「AAA」の登録認定を受けています。

○子ども支援プロジェクトへの取組み

フードバンク茨城が主催する本プロジェクトの趣旨に賛同し、食に困るお子様のいる世帯やコロナ禍により食事に困窮する学生を支援するため、当会役職員の家庭にある消費しきれない食材等を「きずなBOX（食品収集箱）」に持ち寄り、7月上旬および12月上旬にフードバンク茨城各支部（水戸・牛久）へ提供しました。

〈子ども支援プロジェクトの様態〉



○県内児童養護施設への物資提供

県内児童養護施設運営に協力する取組みとして、当会役職員から持ち寄った生活・学習用品等を、8月上旬に水戸市の「こどもの里（社会福祉法人 小川会）」に、12月上旬に東茨城郡茨城町の「樹学園（社会福祉法人 つつみ会）」に寄贈しました。

〈県内児童養護施設への物資提供の様態〉



リスク管理の状況

■リスク管理体制

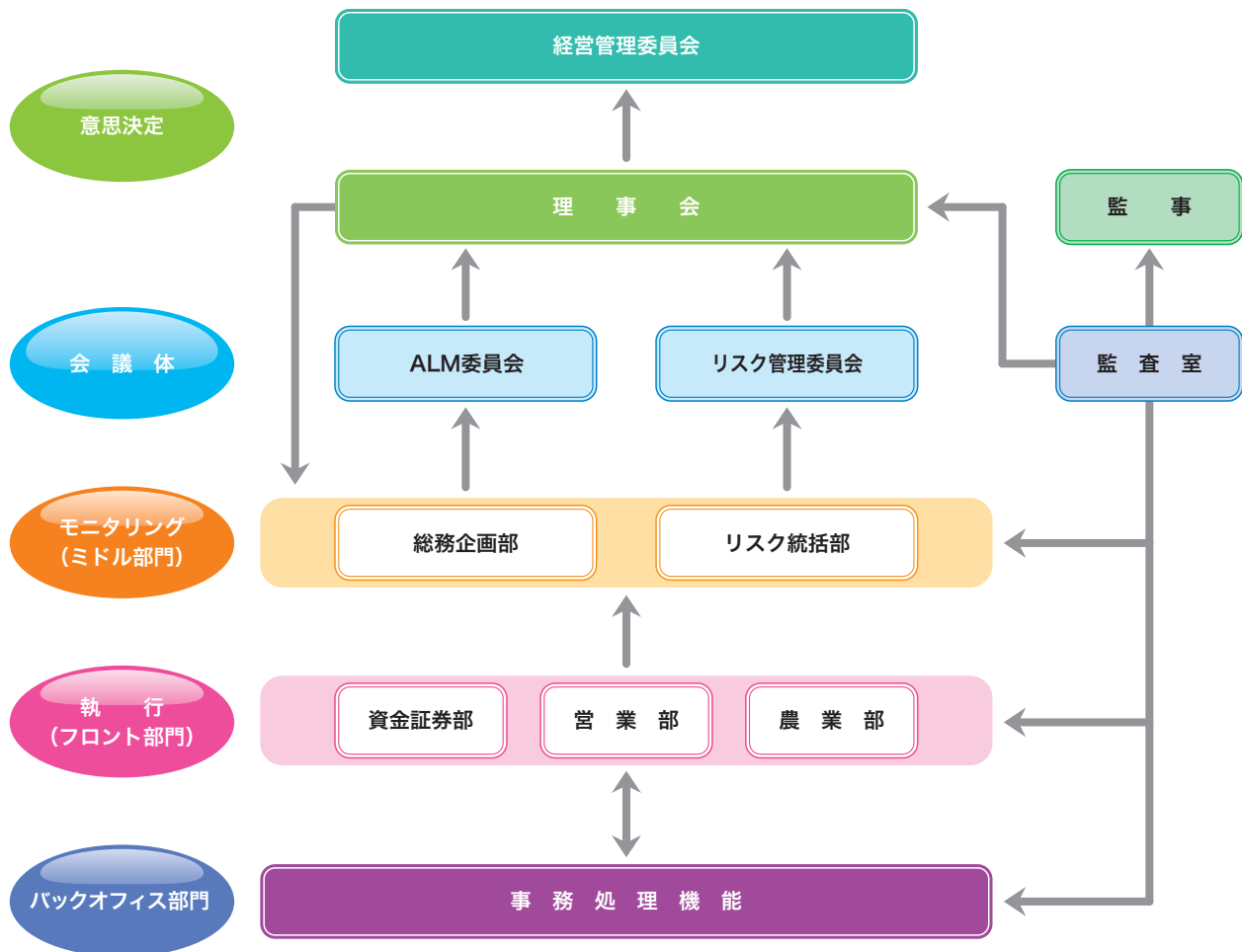
□リスクマネジメント基本方針

会員・利用者みなさまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性・信頼性の高い経営基盤を確保していくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

当会では、各種リスクに対応するため、常勤役員以下で構成する「リスク管理委員会」、「ALM委員会」を設置して検討・協議しています。また、リスク量の計測および与信限度額のモニタリングを担当する部署を設置するなど実施体制を整備しています。

□統合的リスクマネジメント体制（信用リスク・市場リスク等）



ALM委員会

金融経済見通しの検討を踏まえ、中長期的な収支見通しの把握・検討を行うほか、最適資金配分の協議を行うなど、資産・負債の総合管理を行うことを目的に運営しています。

リスク管理委員会

リスク資本の管理を行うほか、リスク限度額、与信限度額の協議・検討および各種リスクの情報分析や限度額の実績管理等を通じて、過度なリスクテイク・与信集中等をチェックし、経営に対するアラーム機能を発揮することを目的に運営しています。

□ 統合的リスク管理態勢

経営の健全性を高め、安定的な収益を継続的に確保するためには、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のさまざまなリスクを可能な限り包括的に把握して適切にコントロールすることが必要不可欠となります。

当会では、それぞれのリスク・カテゴリー（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）ごとに評価したリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行っています。

□ 各種リスク管理態勢

【信用リスク管理】

与信審査については、貸出部門から独立した審査部署として、リスク統括部が業界動向や取引先の調査分析を行うなど貸出基準に基づく厳格な審査を実施し、相互牽制機能を発揮しています。

与信額については、特定の取引先・業種に集中しないよう「リスク管理委員会」において業種別・内部格付別に限度額を設定するとともに、「融資協議会」においては取引先ごとに信用度合いに応じ個別に限度額の設定をしています。

信用リスクポートフォリオの状況等のモニタリングは、リスク統括部が行っています。

貸出担当者は、充実した研修プログラム等に基づき外部研修・出向研修・通信教育等により信用リスク管理能力の習得を図っています。

【流動性リスク管理】

A L M委員会において系統資金動向の十全な把握・分析等を行い管理しています。

【市場リスク管理】

A L Mシステム（資産・負債の総合管理）により、金融経済見通しと金利変動シナリオに基づくシミュレーションを行い、資産・負債が抱えるリスクを把握し、効率的な資金配分を行っています。

なお、調達・運用全体の金利変動リスクの対応方向、市場部門の機動的運用は、「A L M委員会」において決定し、実行しています。

また、「リスク管理委員会」において、与信限度額や利用限度額を設定するとともに、リスクを的確に把握した管理を行っています。

有価証券担当者は、充実した研修プログラム等に基づき外部研修・各種セミナーへの参加等によりスキルアップを図っています。

リスク マネジメント

オペレーショナル・リスク管理

【事務リスク管理】

適切なシステム利用、事務手続の整備、取引実施部門と事務部門の相互牽制、事務処理のダブルチェックにより管理しています。

また、事務リスクにかかる内部管理の一環として自主点検を実施し、内部監査において検証しています。

【システムリスク管理】

危機管理計画を策定し、継続的な体制整備に努めています。

【その他のリスク管理】

その他当会が業務を遂行する際に発生する各種リスクの発生可能性を極小化するように努めています。

■法令遵守体制

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守することをはじめ、社会的規範（倫理）を全うすることを言います。また、コンプライアンスの目的は、違法行為を事前に予防したり、未然に防止したりする仕組みを構築していくことで組織の業務運営の遵法性を高めていくことを通じて、経営の健全性を確保し社会全般からの信頼を確立していくことにあります。

当会は、与えられた社会的責任と公共的使命を果たし、JAおよび地域社会から一層の揺るぎない信頼を確保していくために、法令や社会的規範を厳格に遵守することはもとより、たとえ法令等に抵触しない場合であっても、確固たる倫理観と誠実さに基づいて公正に行動することを「基本方針」としています。

当会は、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、役職員として遵守すべき法令や行動規範を「コンプライアンス・マニュアル」として制定し、全役職員に周知徹底しています。

さらに、コンプライアンスに関する実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、啓蒙・教育研修活動を通じてより一層の浸透に取り組んでいます。

□コンプライアンス基本方針

1. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に意識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切に、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

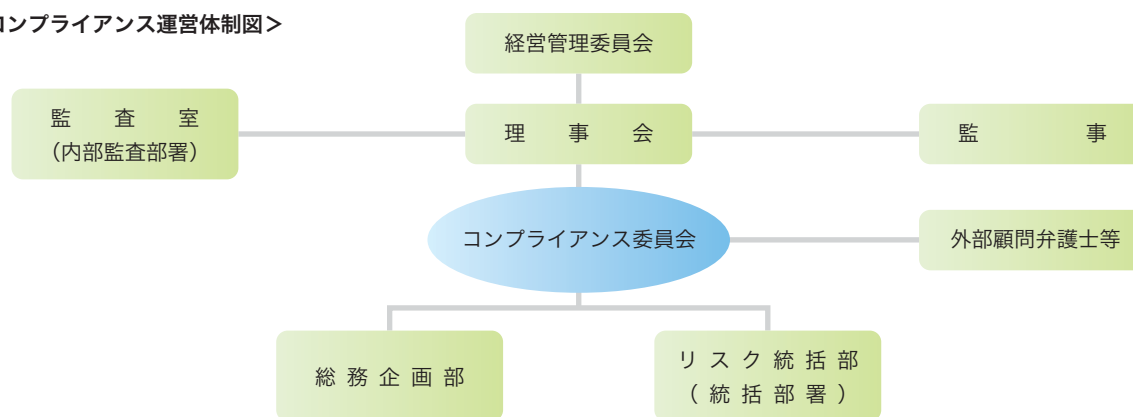
□コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、当会理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部署にコンプライアンス担当者を配置しています。

なお、基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、研修会を開催するなど全役職員に周知・徹底しています。

また、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署（リスク統括部）を設置し、その進捗管理を行っています。

<コンプライアンス運営体制図>



■金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページで公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の相談・苦情等受付窓口

茨城県信用農業協同組合連合会 総務企画部
 電話番号：029-232-2015
 電子メール：shinren_sohmukikaku_jinji@ib-ja.or.jp
 受付時間：午前9時～午後5時
 (金融機関の休業日を除く)

また、JAバンク相談所でも、JAバンクに関する相談・苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359
 受付時間：午前9時～午後5時
 (金融機関の休業日を除く)

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

東京弁護士会紛争解決センター

電話番号：03-3581-0031
 受付時間：午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)
 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

第一東京弁護士会仲裁センター

電話番号：03-3595-8588
 受付時間：午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
 月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)

第二東京弁護士会仲裁センター

電話番号：03-3581-2249
 受付時間：午前9時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
 月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)

上記弁護士会の利用に関しては、当会の相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、上記弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

（１）現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議等により、共同して解決に当たります。

（２）移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

■内部監査体制

当会の業務運営全般にわたる内部監査を不正不偏かつ客観的に遂行するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置しています。

内部監査は、当会の全部署および子会社のすべての業務を対象としており、リスクアセスメントの結果や農林水産省常例検査等の検査結果を踏まえて重点項目を設定し、被監査部署ごとのリスクに応じた効率的で実効性のある内部監査を実施しています。また、被監査部署の業務計画取組状況の検証や監査における指示事項等の改善状況について、フォローアップ監査を実施しています。

監査室は、監事会へ内部監査に関する事項について定期的に報告を行うとともに、監事および会計監査人と定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行っています。

また、不祥事未然防止の観点から、コンプライアンス対策、人事ローテーション、連続職場離脱、自主点検等の実施状況を検証しています。

そして、マネー・ローダリング対策については金融機関における取組みの重要性が増していることから、当会の実践状況および県内JAへの指導状況について検証しています。

■貸出運営についての考え方

当会の資金は、その多くが県内JAにお預け入れいただいた農家組合員の方々や地域のみなさまの大切な資金です。当会は、農業の持続的な発展および地域産業の活性化に努めるべく、地域に根差した金融機関としてお客さまのニーズに応じた資金提案を積極的に対応しています。

■金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの資産運用の目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実であると誤認させるおそれのあることを告げるなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お約束のある場合を除き、午前8時45分から午後5時までとします。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守
当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
2. 利用目的
当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはしません。また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はしません。当会の個人情報等の利用目的は、当会の本店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しています。
3. 適正な取得
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得します。
4. 安全管理措置
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます）を適正に監督します。
5. 第三者への提供
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます）に提供しません。なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供しません。
6. 機微（センシティブ）情報の取扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はしません。
7. 仮名加工情報の取扱い
当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
8. 匿名加工情報の取扱い
当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
9. 開示、訂正等・利用停止等
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
10. 継続的な改善
当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。
11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出
当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

茨城県信用農業協同組合連合会 リスク統括部

電話番号：029-232-2020

■情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者等のみなさまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

■利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者(今後、利用者になろうとする方を含み、以下同様とします)の正当な利益の保護と利便性を確保するため、以下の方針を遵守します。

また、利用者の保護と利便性の向上に向けて継続的な取組みを行います。

(顧客説明管理)

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます)および情報提供を適切かつ十分に行います。

(顧客サポート等管理)

2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。

(利用者情報管理)

3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段により取得・利用するとともに、情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のために、必要かつ適切な措置を講じます。

(外部委託管理)

4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。

(利益相反管理)

5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理の態勢整備に努めます。

■利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます）を次のとおり定めるものとします。

（対象取引の範囲）

1. 本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務および金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

（利益相反のおそれのある取引の類型）

2. 「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

（1）お客さまと当会の間の利益が相反する類型

（取引例）

- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（2）当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

（取引例）

- 関連法人等との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

（利益相反のおそれのある取引の特定の方法）

3. 利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。
 - （1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
 - （2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
 - （3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
 - （4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
 - （5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

（利益相反の管理の方法）

4. 当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保します。
 - （1）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - （2）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります）
 - （3）その他対象取引を適切に管理するための方法

（利益相反のおそれのある取引の記録および保存）

5. 利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存します。

（利益相反管理体制）

6. 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。
 - （1）この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - （2）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善します。

（利益相反管理体制の検証等）

7. 当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます）の防止に取り組みます。

あわせて、2007年（平成19年）6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」といいます）」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

■ お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年（平成29年）3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、会員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定しています。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直します。

（※）下記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

1. お客さまへの最適な商品提供

（1）お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。

※ 原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）

2. お客さま本位の提案と情報提供

（1）お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品を提案します。

※ 原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）

（2）お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすく説明し、必要な情報を十分に提供します。

※ 原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）

（3）お客さまに負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

※ 原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）

3. 利益相反の適切な管理

（1）お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

※ 原則3本文および（注）

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

（1）研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

※ 原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）

業務のご案内

■貯金業務

地域のみならずから選ばれる金融機関として、さまざまなニーズにお応えできるよう総合口座、定期貯金、定期積金、貯蓄貯金、財形貯金など、目的やライフスタイル、ライフプランにあわせた商品をご用意しています。

□当会および県内JAの主な取扱商品

種類	特色	期間	お預け入れ金額	
総合口座	「受取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客さま専用商品です。年金・給与などの自動受取り、公共料金などの自動支払いに便利です。また、各種定期貯金等がセットでき、その90%（最高300万円）まで自動融資が受けられます。ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。	定めはありません。	1円以上です。	
普通貯金無利息型（決済用）	決済用貯金は貯金保険制度の全額保護対象となります。※無利息です。	定めはありません。	1円以上です。	
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、貯金残高に応じて4段階の金利が設定されています。ただし、給与・年金等の自動受取りや公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	定めはありません。	1円以上です。	
成年後見支援貯金（普通貯金）	個人のお客さまで、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき取り扱います。※〔決済用〕は無利息です。	定めはありません。	1円以上です。	
成年後見支援貯金無利息型（決済用）				
当座貯金	小切手・手形によりお支払いができ、事業用の口座としてご利用いただくと便利です。※無利息です。	定めはありません。	1円以上です。	
通知貯金	ごく短期間の運用に便利です。	7日以上です（お引き出しの場合2日前までにご連絡いただきます）。	5万円以上です。	
定期貯金	期日指定定期貯金	利息は1年複利で計算されます。1年間の据置期間後はいつでもお引き出しできます。	最長3年（据置期間1年）です。	1円以上300万円未満です。
	スーパー定期貯金	いくらからでもお預け入れでき、短期から長期の運用まで目的に応じて期間をお選びいただけます。3年・4年・5年ものと3年超5年未満の期日指定方式は半年複利（個人のお客さま専用）も選択できます。	1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年の定型方式と1か月超5年未満で期日を指定する期日指定方式があります。	1円以上です。
	大口定期貯金	まとまった資金の運用に適した商品です。		1,000万円以上です。
	変動金利定期貯金	お預け入れの半年ごとに金利の見直しを行います。3年ものは半年複利（個人のお客さま専用）も選択できます。	2年、3年です。	1円以上です。
定期積金	ご計画にあわせて毎月の預け入れ指定日に積み立てます。	6か月以上5年以下です。	1回あたり1,000円以上です。	
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々のための財産形成の貯蓄です。毎月の給与やボーナスから天引きして積み立てます。一部支払、明細支払、概算金支払、全額支払ができます。	3年以上です。	1回あたり1,000円以上です。
	財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積み立てで、非課税が適用される目的貯金です。財形年金と合わせて550万円まで利息に税金がかかりません。	5年以上です。	
	財形年金貯金	在職中に退職後のために積み立てを行い、60才以降に年金方式（3か月ごと等）でお受取りできます。退職後も非課税が適用される貯金です。財形住宅と合わせて550万円まで利息に税金がかかりません。	積立期間5年以上、据置期間が6か月以上5年以内、受取期間が5年以上20年以内です。	

(注) ・金利はいずれも店頭に表示されます。詳しくは、窓口にてご確認ください。
 ・上記貯金は、貯金保険制度による保護の対象となります。保護の範囲は、当座貯金および決済用貯金は全額、それ以外の貯金等は合算して元本1,000万円までとその利息等となります。

■貸出業務

当会では、農業振興を支える農家組合員や農業関連団体のみならず、地域経済振興を支える地方公共団体・一般企業のみならずに対して、事業の維持・拡大に向けて必要な長期・短期運転資金、設備資金などの用途に応じた資金を各種ご用意し、みなさまのニーズに幅広くお応えしています。

また、地域利用者のみならずに対しては、豊かなくらしの実現に向けて、地元のJA口座をメインバンク（家計収入・支出の決済口座）としてご利用いただくため、住居・教育・自動車などの大きな支出（ライフプラン）に応じた各種ローンをご用意しています。

□当会および県内JAの主な事業性商品

資金名	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法					
			ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証	担保	
事業資金	設備資金・運転資金（長期・短期・手形割引）や季節的・一時的資金（決算・賞与資金など）など	県内に住所または事務所を有する企業等のみならずの方	資金のお使いみちなどに応じてご相談のうえ決定しています。					原則として必要となりますが、ご相談のうえ決定しています。
制度資金	農業近代化資金・農業経営改善促進資金（スーパーS資金）などをお取り扱いしています。							
新認定農業者育成特別資金	農業施設・機械・器具、農地等の取得・改良・造成、果樹植栽・育成費、家畜の購入・育成費等（負債整理は除く）	JAの組合員（個人・法人）で、かつ認定農業者 個人の場合は借入時の年齢が18才以上で最終返済時の年齢が74才以下の方	500万円以内（法人は1,000万円以内）	5年以内（据置1年以内）	元金均等返済および元利均等返済	茨城県農業信用基金協会の保証	必要に応じて不動産を徴求	
農業経営拡大資金	農業施設・機械・器具、農地等の取得・改良・造成、果樹植栽・育成費、家畜の購入・育成費、農業制度資金の借換え（負債整理は除く）	JAの組合員（個人・法人） 個人：借入時の年齢が18才以上で最終返済時の年齢が74才以下の方 法人・団体：組合との間に安定した取引が見込める方	所要額以内	25年以内（据置5年以内）				

□県内JAの主なローン取扱商品

資金名	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証	担保
JA多目的ローン	生活に関する一切の資金	満18才以上75才未満の方で、最終返済時満80才未満の方	10万円以上500万円以内	6か月以上10年以内	元利均等返済（ボーナス払い併用可）	茨城県農業信用基金協会の保証	不要
JAマイカーローン	自動車・オートバイ等の購入資金および付帯する費用（新車・中古車を問いません）	満18才以上75才未満の方で、最終返済時満80才未満の方	10万円以上1,000万円以内（貸付時の年齢が71才以上の場合は200万円以内）	6か月以上10年以内			
JA教育ローン	入学金・授業料その他入学時および就学に必要な費用	満20才以上の方で、最終返済時満71才未満の方	10万円以上1,000万円以内	6か月以上15年以内（在学期間+9年）（在学中は元金の据置可）	元金均等返済および元利均等返済（ボーナス払い併用可）	茨城県農業信用基金協会の保証	融資対象不動産
JAカードローン	生活に関する一切の資金（カードを使って全国の提携銀行のCD・ATMからお引き出しできます）	満20才以上70才未満の方	極額50万円以内	1年毎更新（満70才の誕生日以降は契約の更新は行いません）			
JA住宅ローン	住宅の新築・増改築・修繕資金、建売住宅・中古住宅・マンション購入資金、宅地購入資金、他行からの借換等	満20才以上66才未満の方で、最終返済時満80才未満の方 「三大疾病保障特約付団体信用生命共済」、「長期継続入院特約付団体信用生命共済」や「9大疾病補償保険」をセットすることができます。	50万円以上1億円以内	3年以上40年以内	元金均等返済および元利均等返済（ボーナス払い併用可）	茨城県農業信用基金協会の保証	融資対象不動産
JA賃貸住宅ローン	賃貸住宅の新築・増改築・改装・補修および付帯する賃貸住宅関連設備資金	満20才以上の方で、最終返済時満71才未満の方（事業継承の方が連帯債務または連帯保証人となる場合は、最終返済時の年齢制限はありません）	50万円以上4億円以内	1年以上30年以内			

(注) ・上記の他にもお客さまの要望にお応えできる各種ローン(ネットローンを含む)をご用意しています。
 ・ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法（返済日・返済額など）・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご検討のうえご利用ください。詳しくは窓口にてご相談ください。

■受託貸付金業務

J Aの組合員をはじめ地域のみなさまが、農業生産力の維持増進、ご子弟の進学などに、低利で有利な制度資金をご活用いただくため、日本政策金融公庫などの受託金融機関として、J Aの店舗を窓口に関種資金の取扱いを行っています。

□ 当会および県内J Aの主な取扱資金

金融機関等	資 金 名
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金（略称：スーパーL資金）、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金、国の教育ローン 等

■余裕金運用業務

当会がお預かりした貯金は、貸出金で運用するほかに、農林中央金庫への預け金や、内外の金融市場での有価証券等により適切なリスク管理のもと効率的に運用し、安定的な収益の確保に努めています。

有価証券運用については、経済・金融情勢等の情報収集・分析を行ったうえで、中長期運用を基本として国債等債券を中心に、安全性・流動性を重視し安定的な運用が出来るよう取り組んでいます。

また、J Aにおける有価証券運用の相談業務も行っています。

■決済業務

全国銀行内国為替制度（全銀データ通信システム）に加盟の金融機関として、全国のJ Aはもちろん、銀行・信用金庫等の各金融機関と送金・振込・代金取立等の為替取引を迅速・安全・確実にしています。

また、給与の振込、各種年金の受取り、公金の収納、各種公共料金の口座振替、各種クレジットの代金決済など、みなさまの暮らしに密着した業務を幅広く取り扱っています。

さらに、県内のJ Aグループの迅速な決済機能を果たすため、県下一円に広がるメール網により、安全で効率的なメール業務を展開しています。

■金融推進支援・指導業務

社会環境や金融環境の変化に伴い、お客さまのニーズが多様化し、J Aに求められる機能・役割も大きく変化してきました。

当会では、県内J Aがより質の高い金融サービスを提供できるよう、J A金融機能の充実、体制整備の強化や新商品の企画・開発、さらには新聞等のマスメディアを媒体とするPR活動等により、J A信用事業の推進支援業務を通して、適時適切な取組みを行っています。

また、J Aの健全性の確保に向けて、信用事業にかかる法務・税務・年金研修等による人材育成等、J Aの信用事業機能強化に向けた指導・支援を行っています。

■ 国債窓販業務

幅広い資産運用ニーズにお応えするため、新型窓口販売方式の国債・個人向け国債の取扱いを行っています。個人向け国債10年物以外は、ご購入になったときの利回りが満期日まで変わらない確定利回りです。

種類		購入対象者	申込単位	発行	募集・販売期間	中途換金
新窓販国債	2年固定	制限なし	5万円から 5万円単位	毎月 (年12回)	発行の都度 決定されます。	市場でいつでも売却が可能ですが、売却益・売却損が出ることもあります。
	5年固定					
	10年固定					
個人向け国債	3年固定	個人限定	1万円から 1万円単位	毎月 (年12回)	発行の都度 決定されます。	発行から1年間は、原則中途換金できません。発行から1年経過すれば中途換金できますが、その場合、原則として中途換金調整額として直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685が差し引かれます。
	5年固定					
	10年変動					

(注)・発行される国債の利率や募集・販売期間、お払い込みいただく金額などについては、その都度窓口にて提示しご案内します。

・国債は、預金保険・貯金保険の対象ではありません。

・国債の市場価格は、金融情勢の変化などにより変動しますので、ご売却の時期によっては、売却価格がご購入価格を下回ることもあります。

■ 投信窓販業務

長期にわたる資産形成にお応えするため、各種証券投資信託受益証券の窓口販売業務を行っています。

商品名	商品分類	主な投資対象	申込手数料	信託財産 留保額
農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (安定運用コース) (資産形成コース)	追加型投信 (バランス)	日本・米国の 不動産・債券・株式	あり	なし
HSBC世界資産選抜 収穫コース(予想分配金提示型) 充実生活コース(定率払出型) 育てるコース(資産形成型)		世界各国の 債券・株式等		
セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド		日本・海外の 債券・株式	なし	あり
JA日本債券ファンド	追加型投信 (債券)	日本の債券	あり	あり
Oneニッポン債券オープン		日系企業が発行する 円建ておよび 外貨建ての債券		なし
グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型) (為替ヘッジなし)		日本を含む 世界各国の債券等		なし
農中日経225オープン	追加型投信 (株式)	日本の株式	あり	なし
農林中金<パートナーズ>つみたてNISA日本株式 日経225			なし	
農林中金<パートナーズ>おおぶねJAPAN(日本選抜)			あり	

商品名	商品分類	主な投資対象	申込手数料	信託財産留保額
農林中金<パートナーズ>米国株式 S & P500インデックスファンド	追加型投信 (株式)	米国の株式	あり	なし
農林中金<パートナーズ>つみたてNISA米国株式 S & P500			なし	
農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね			あり	
農林中金<パートナーズ>おおぶねグローバル(長期厳選)		北米・欧州・日本の株式	あり	
ペイリー・ギフォード 世界長期成長株ファンド		世界各国の株式		
セゾン資産形成の達人ファンド		日本・海外の株式中心	なし	
農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド (毎月分配型) (年1回決算型)	追加型投信 (不動産投信)	日本の不動産	あり	あり
グローバル・リート・インデックスファンド (毎月決算型) (資産形成型)		先進国(日本を除く)の不動産		なし

(注)・詳しくは窓口にてご確認ください。
・お申し込みの際は必ず「目論見書」をご覧ください。

■その他のサービス業務

地域のみなさま、一般企業・団体のみなさまの幅広いニーズにお応えするため、各種サービスをご用意しています。

種類	内容
代理業務	日本銀行の歳入復代理店として各種歳入金の収納事務を取り扱っています。
公金取扱	地方公共団体の公金の収納事務を取り扱っています。
J Aキャッシュサービス	全国のJ A・信連・農林中央金庫、都銀、地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行、さらにセブン銀行ATM、イーネットATM、ローソンATMでご利用いただけます。
自動受取サービス	給与・賞与、年金、配当金などがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。期日忘れのご心配がなくなるほか、その都度お受取りに出かけられる手間も省けます。
自動支払サービス	電気料、電話料、NHK放送受信料、水道料等各種公共料金のほか、クレジットカード利用代金、税金、高校授業料などをお客さまのご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いします。
給与振込サービス	毎月の給与、賞与を従業員のみなさまがご指定されるJ Aをはじめとする金融機関の預貯金口座に自動的にお振り込みします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
I-NET代金回収サービス	茨城県に本店を置く金融機関が共同で、みなさまのお取引先からの集金を預貯金口座振替により代行するサービスです。集金事務の合理化にお役立てください。

種類	内容
クレジットカード	「JAカード」は、国内はもちろん世界各国でご利用いただけます。また、24時間・年中無休のロードサービスが付いた「ロードアシスタンスサービス付カード」もお選びいただけます。さらに、高速道路の料金所をスムーズにキャッシュレスでご利用いただける「ETCカード」をセットすることもできます。
デビットカード	「J-Debit」のマークのある全国の加盟店で、現在お手持ちのキャッシュカードがそのまま買い物に利用できます。加盟店の端末にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお支払い代金が即時にお客さまの口座から引き落とされます。
個人型確定拠出年金(iDeCo)	毎月掛金を積立て、預金や投資信託などお客さまご自身が選ばれた商品で運用した後、原則60才以降に年金または一時金で受け取ることができます。なお、掛金の全額が所得税控除の対象となるため、所得税・住民税の負担が軽くなります。また、利息や運用益は非課税となり、受け取る際も税金の優遇があります。
インターネットバンキング・モバイルバンキング 「JAネットバンキング」 「法人JAネットバンキング」	お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、スマートフォンから残高照会や振込・振替、公共料金・税金・電話料金等のお支払いの決済サービス「ペイジー」がご利用いただけます。
JAバンクアプリ	ATMや窓口へ来店することなく、口座残高や入出金の明細を手軽に確認いただけます。また、アプリのサービス画面から「JAネットバンク」へアクセスすることで、振込や税金・各種料金の払込み等の取引を簡単かつ安全に行うことができます。
JAバンク茨城 優遇プログラム	2021年9月25日より、JAとのお取引内容に応じて、3段階のステージをご用意し、ステージに応じて各種手数料の優遇等を行う「JAバンク茨城 優遇プログラム」を開始しました。 毎月月末の取引内容に応じて、適用期間ごとにJAネットバンクの振込手数料がどなたでも月1回無料、最大で月3回無料となります。さらに、セブンイレブンやローソン等の提携ATM入出金手数料が、時間帯問わず最大月3回無料となります。

(注)・詳しくは、窓口にてご確認ください。



各種手数料一覧

※各種手数料には、消費税等が含まれています。

(2022年6月30日現在)

■内国為替の取扱手数料

□窓口取引による手数料

種 類		3万円未満（1件につき）	3万円以上（1件につき）	
送金手数料	系統金融機関あて	440円	440円	
	他金融機関あて	660円	660円	
振込手数料	同一店内あて	110円	330円	
	系統金融機関あて	220円	440円	
	他金融機関あて	電信扱	550円	770円
		文書扱	440円	660円
代金取立手数料	同一手形交換所内	1通につき	220円	
	系統金融機関あて	1通につき	440円	
	他金融機関あて	普通扱	1通につき	660円
		至急扱	1通につき	880円
交換代手数料	他金融機関あて	1通につき	440円	
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	660円	
	不渡手形返却料	1通につき	660円	
	取立手形組戻料	1通につき	660円	
	取立手形店頭呈示料	1通につき	660円	
	ただし、660円を超える取立費用を要する場合は、その実費を申し受けます。			

□ファームバンキング・ホームバンキング取引による手数料

月額基本料	3,300円/月			
振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無 料	110円	220円	220円
3万円以上	無 料	220円	330円	440円
振替手数料	無 料			

□J A ネットバンキング取引による手数料

月額基本料	無 料			
振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無 料	110円	220円	220円
3万円以上	無 料	220円	220円	330円
振替手数料	無 料			

(注)・J A ネットバンキング：個人向けインターネットバンキングです。

・モアタイム（営業日15：00～翌営業日8：00、土日・祝日）の手数料は、コアタイム（営業日8：00～15：00）の手数料と同額です。

□法人J A ネットバンキング取引による手数料

月額基本料	基本サービス		1,100円/月	
	基本サービス+データ伝送サービス		3,300円/月	
振込手数料 総合振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無 料	110円	220円	220円
3万円以上	無 料	220円	220円	440円
給与・賞与振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
1件あたり	無 料	110円	110円	330円

(注)・法人J A ネットバンキング：法人・個人事業主向けインターネットバンキングです。

・基本サービス：残高照会・入出金明細照会・振込・振替・ペイジー払込です。

・データ伝送サービス：総合振込・給与賞与振込・口座振替・取引状況照会です。

□ J Aバンクでんさいサービス取引による手数料

月額基本料		法人 J A ネットバンキングと一体とし、単独では無料		
取引手数料		自店内	系統あて	他金融機関あて
記録請求等手数料	発生記録手数料	330円	330円	550円
	譲渡記録手数料	165円	165円	330円
	分割記録手数料	330円	330円	550円
保証記録手数料（単独保証） 支払等記録手数料 変更記録手数料		330円		
通常開示手数料		無 料		

(注)・でんさいサービスは、法人 J A ネットバンキングを利用した場合です。なお、本サービスの利用には、法人 J A ネットバンキングの契約が必要です。
 ・でんさいサービスの各記録請求を店頭窓口で依頼する場合は、窓口代行手数料として一律1,100円となります。
 ・でんさいサービスにかかる手数料等については、窓口までお問い合わせください。

□ 自動化機器取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無 料	110円	220円	330円
3万円以上	無 料	220円	330円	550円

(注)・通常時間 他金融機関のキャッシュカード取引では、別途手数料が110円かかります。
 平日 8:45~18:00
 土曜 8:45~14:00
 ・上記以外 他金融機関のキャッシュカード取引では、別途手数料が220円かかります。

□ 定時自動送金取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無 料	110円	220円	220円
3万円以上	無 料	220円	330円	440円

(注)・定時自動送金には別途口座振替手数料が55円かかります。

□ 総合振込（FD・MT・データ伝送による）取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
1件あたり	無 料	220円	220円	440円

□ J A データ伝送サービス（ADP）による手数料

月額基本料	5,500円/月
任意ファイル転送サービス	33,000円/月

(注)・振込手数料、総合振込手数料、給与・賞与振込手数料については、前記「法人 J A ネットバンキング取引による手数料」の各項目に準じます。

□ 媒体持込による手数料

口座振込・口座振替のための媒体持込	11,000円/1回
-------------------	------------

■ A T M利用手数料

□ J Aバンクの A T Mを利用する場合
(当会・県内 J A・県外 J Aキャッシュカード利用の場合)

区 分	ご利用時間	お引出し取引	ご入金取引
平 日 土 曜 日 日曜日・祝日	8:00~21:00	無 料	無 料

(他金融機関キャッシュカード利用の場合)

区 分	ご利用時間	お引出し取引		
		他金融機関 キャッシュカード	うち三菱UFJ銀行 キャッシュカード	うちJFマリンバンク キャッシュカード
平 日	8:00~9:00	110円	110円(8:00~8:45)	無 料
	9:00~18:00	110円	無料(8:45~18:00)	無 料
	18:00~21:00	220円	110円	無 料
土 曜 日	8:00~9:00	220円	110円	無 料
	9:00~14:00	110円	110円	無 料
	14:00~21:00	220円	110円	無 料
日曜日・祝日	8:00~21:00	220円	110円	無 料

□ J Aバンクのキャッシュカードにより、ゆうちょ銀行・セブン銀行等の A T Mを利用する場合

区 分	ご利用時間	お引出し取引			ご入金取引		
		ゆうちょ銀行	セブン銀行	イーネット ローソン銀行	ゆうちょ銀行	セブン銀行	イーネット ローソン銀行
平 日	8:00~8:45	220円	220円	220円	220円	220円	220円
	8:45~18:00	110円	110円	110円	110円	110円	110円
	18:00~21:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円
土 曜 日	8:00~9:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円
	9:00~14:00	110円	110円	110円	110円	110円	110円
	14:00~21:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円
日曜日・祝日	8:00~21:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円

■ 自動化機器の設置状況

(2022年3月31日現在)

□ オンラインサービスの営業時間

区分	県内ネット	全国ネット	ゆうちょ銀行	セブン銀行	イーネット ローソン銀行
平 日	8:45~19:00		8:00~21:00		
土曜日・日曜日・祝日	8:45~17:00		8:00~21:00		

(注)・ご利用時間については、A T Mの機種等によって異なりますので、詳しくはお近くの J A・当会へおたずねください。

□ A T M県内設置台数

当 会	1台
J A	165台
計	166台

土曜日稼働	日曜日稼働	祝日稼働	年末年始稼働
164台	164台	164台	154台

■円貨両替手数料

持込枚数または受取枚数の いずれか多い枚数	当会・県内JAの通帳または キャッシュカードご提示の場合	左記以外の場合
1枚～100枚	1人1日100枚まで無料	330円
101枚～1,000枚	330円	
1,001枚以上	1,000枚ごとに330円加算	1,000枚ごとに330円加算

(注)・両替枚数は、紙幣・硬貨の合計枚数とします。ただし、1万円札は取引枚数に含みません。
・同一金種への交換（新券への交換、損券・損貨の交換）、記念硬貨の交換は無料となります。

■金種指定払戻手数料・店頭硬貨整理手数料

枚数	金額
1枚～100枚	1人1日100枚まで無料
101枚～1,000枚	330円
1,001枚以上	660円（1,000枚ごとに330円加算）

(注)・金種指定払戻手数料：貯金の払戻しの際に金種を指定する場合の手数料です。金種の枚数は紙幣・硬貨の合計枚数としますが、1万円札は取引枚数に含みません。
・店頭硬貨整理手数料：円硬貨を口座に入金（振込を含みます）する場合の手数料です。硬貨を計測した時点で手数料が確定し、入金（振込を含みます）を取りやめる場合も手数料がかかりますが、募金・義援金の入金（振込を含みます）については無料となります。

■成年後見支援貯金にかかる手数料

商品	項目	金額
成年後見支援貯金 （普通貯金）	口座開設手数料	11,000円
	口座管理手数料（年額）	無料
成年後見支援貯金無利息型 （決済用）	その他手数料	振替サービス「振込」または定時自動送金を利用する場合、当会所定の取扱手数料および振込手数料を申し受けます。

(注)・2021年10月1日以降に開設の成年後見支援貯金口座を対象とします。

■未利用口座にかかる手数料

商品	項目	金額
普通貯金（一般・総合）	口座管理手数料（年額）	1,320円
貯蓄貯金		

(注)・2021年10月1日以降に開設され、2年間利用のない残高10,000円未満の口座を対象とします。

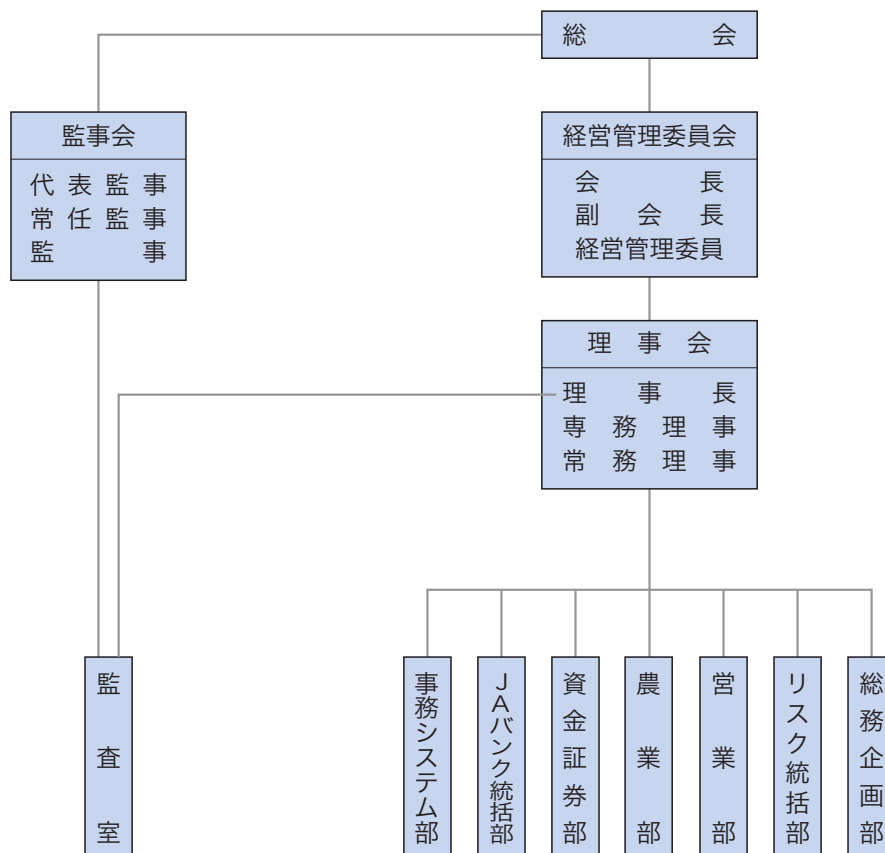
■その他の諸手数料

項目	料金基準	金額
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円
手形帳交付手数料	1冊（50枚）につき	880円
小切手帳交付手数料	1冊（50枚）につき	660円
通帳・証書再発行手数料	1冊につき	1,100円
キャッシュカード再発行手数料	1枚につき	1,100円
ICキャッシュカード再発行手数料	1枚につき	1,100円
クレジット一体型ICキャッシュカード再発行手数料	1枚につき	550円
残高証明書等発行手数料	1通につき	550円
地方公共団体税金納付取次手数料	1枚につき	550円
取引履歴発行手数料	1枚につき	55円
国債口座管理手数料	1口座1か月につき	110円
利用目的の通知または開示にかかる手数料		
保有個人データの利用目的の通知	1通につき	1,100円
保有個人データの開示	1通につき	1,100円
第三者提供記録の開示	1通につき	1,100円

組織と機構

■機構図

(2022年6月30日現在)



■役員

(2022年6月30日現在)

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
経営管理委員	経営管理委員会会長	八木岡 努	理 事	代表理事理事長	小林 富美男
	経営管理委員会副会長	内 田 政 輝		代表理事専務	中 澤 順 一
	経 営 管 理 委 員	高 橋 秀 明		常 務 理 事	岡 部 信 義
	経 営 管 理 委 員	中 島 俊 光	監 事	代 表 監 事	石 塚 克 己
	経 営 管 理 委 員	古 澤 諭		常 任 監 事	木 曾 義 弘
	経 営 管 理 委 員	堤 隆		員 外 監 事	加 藤 湊
	経 営 管 理 委 員	秋 山 豊			

■職員数

(単位：人)

区 分	2020年度末	2021年度末
男 子	75	73
女 子	43	44
合 計	118	117

■会員数

(単位：会員数)

区 分	2020年度末	2021年度末
正 会 員	33	33
准 会 員	127	126
合 計	160	159

■店 舗

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 店	水戸市梅香1丁目1番4号	029-232-2015

■特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

■会計監査人の名称

名 称	所 在 地
有限責任監査法人 トーマツ	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

■子会社等の状況

名 称	(株)茨城県農協電算センター	決 算 日	2022年3月31日
所 在 地	水戸市小吹町2461-1	経 常 収 益	1,513百万円
設 立 年 月 日	1979年(昭和54年)1月9日	税 引 前 当 期 利 益	66百万円
資 本 金	80百万円	当 期 純 利 益	41百万円
当 会 議 決 権 比 率	25.9%	総 資 産	1,394百万円
事 業 内 容	電算機による事務の受託	純 資 産	838百万円

■子会社等の事業概況

関連法人である株式会社茨城県農協電算センターにおいては、2021年度は中期3か年経営計画（2019年度～2021年度）の最終年度にあたり、①県域の事業システム構築とシステム安定運行、②JA・連合会等へのシステム展開・サービス提供、③県域センターとしての機能・体制整備の3項目の基本方針に基づき、JAグループ茨城の情報処理部門の中核として各連合会と連携し総合情報システム、県域信用事業システムの安定運行と維持管理に取り組みました。

2021年度の重点事項として実施したサイバーセキュリティ監視機器およびマシン室・事務室ネットワーク機器の更改については、計画どおり上期に作業完了し、特にサイバーセキュリティ対策については、機器更改に伴い監視対策を変更し、端末の不正通信検知を強化しました。また、2022年度から作業が開始する基幹サーバおよび統合ストレージ更改に向けて要件整理を行い、ベンダーからの提案を受けて協議・検討を実施しました。

県域信用事業システムは、当会と連携・協調し、JAからの問い合わせ対応、事務指導を中心としたJASTEM対応、店舗統廃合にかかるJASTEM申請および県域システムの維持管理を実施しました。

推進部門においては、JAのOA端末機や経済・管理端末機調達の安全性・信頼性確保と利便性を考慮した機器総合サービス機について、セキュリティ対策を施した端末の導入推進を進めました。また、JAへのグループウェア導入および2022年1月施行電子帳簿保存法改正に伴う対応として、電子取引データ管理システムを構築し、JAの事務堅確化および事務効率化支援に取り組みました。

情報セキュリティ対策として、ISMS（情報セキュリティ管理システム）の国際標準規格（JIS Q 27001:2014）を順守し、県域センターとしての安全性・信頼性確保に努めました。

なお、当年度の当期純利益は、前期比12百万円増の41百万円となりました。

沿革

- 1918年(大正 7年) ■ 当会の前身 保証責任茨城県信用組合連合会設立 (大正13年に解散)
- 1924年(大正13年) ■ 保証責任茨城県信用販売購買利用組合連合会と改組 (昭和19年に解散)
-
- 1944年(昭和19年) ■ 茨城県農業会と改組 (昭和23年に解散)
- 1948年(昭和23年) ■ 茨城県信用農業協同組合連合会設立 ● 初 代会長に岡田 藩栄氏就任
- 1954年(昭和29年) ■ 農林漁業金融公庫の受託業務取扱開始 ● 第2代会長に細田 武 氏就任
- 1960年(昭和35年) ■ 県内 J A 貯金100億円達成
- 1961年(昭和36年) ■ 信連貯金100億円達成
- 1963年(昭和38年) ■ 住宅金融公庫の受託業務取扱開始 ● 第3代会長に小栗 晃 氏就任
- 1966年(昭和41年) ■ 本所を所在地 (茨城県 J A 会館・水戸市梅香1-1-4) に新築移転
- 1967年(昭和42年) ■ 県内 J A 貯金500億円達成
- 1969年(昭和44年) ■ 信連貯金500億円達成 ● 第4代会長に鯉淵 丈男氏就任
- 1970年(昭和45年) ■ 県内 J A 貯金1,000億円達成
- 1971年(昭和46年) ■ 茨城県公金収納事務取扱開始
- 1976年(昭和51年) ■ 県内 J A 貯金3,000億円達成
- 1978年(昭和53年) ● 第5代会長に外岡 佐近氏就任
- 1979年(昭和54年) ■ (株)茨城県農協電算センター設立
全国銀行内国為替制度加盟 (当会)
- 1980年(昭和55年) ■ 信連貯金3,000億円達成
信連事務センター竣工 (水戸市小吹町)
- 1981年(昭和56年) ■ 茨城県 J A 信用事業オンラインシステム (第1次) 稼働
県内 J A 貯金5,000億円達成
- 1982年(昭和57年) ■ 県内 J A 貯金ネットサービス開始
- 1983年(昭和58年) ■ 協同カード取扱開始
- 1984年(昭和59年) ■ 全国銀行内国為替制度加盟 (全 J A 全店舗)
県内 J A 貯金7,000億円達成
- 1985年(昭和60年) ■ 全国 J A 貯金ネットサービス開始
- 1986年(昭和61年) ■ 茨城県コープエイド設立
国債の窓口販売業務取扱開始 (農林中央金庫業務代理)
- 1987年(昭和62年) ■ 常陽銀行・関東銀行と C D 提携
- 1988年(昭和63年) ■ 茨城県 J A 信用事業オンライン新システム (第2次) 稼働 (情報系)
-
- 1989年(平成 元年) ■ I - N E T 資金サービス取扱開始 ● 第6代会長に本橋 元 氏就任
県内 J A 貯金 1 兆円達成
- 1990年(平成 2年) ■ 業態間 C D オンライン提携開始
- 1991年(平成 3年) ■ 日銀歳入金等窓口受入事務取扱開始
- 1992年(平成 4年) ■ J A 宣言 (農協の愛称「J A」の使用開始)
- 1993年(平成 5年) ■ 経営改善計画スタート
- 1994年(平成 6年) ■ 国債等窓口販売業務の取扱開始
茨城県 J A 信用事業オンライン新システム (第3次) 稼働
- 1995年(平成 7年) ■ 県北・鹿行・県南・県西の各支所を廃止し、新たにつくば支店を設置
第4次全銀為替システム稼働
- 1998年(平成10年) ■ 当会創立50周年
J A 金融部門の愛称「J A バンク」の使用開始

- 1999年(平成11年) ■投資信託の窓口販売業務取扱開始 ●第7代会長に前島 雅光氏就任
- 2000年(平成12年) ■郵貯とのATM・CDオンライン業務の提携開始
- 2001年(平成13年) ■J A ネットバンク（インターネットバンキング）取扱開始
県内J A 貯金1兆2,000億円達成
- 2002年(平成14年) ■J A バンク基本方針に基づく「J A バンクシステム」稼動
- 2003年(平成15年) ■全国系統信用事業統一システム「JASTEMシステム」へ移行
第5次全銀為替システム稼動
- 2005年(平成17年) ■セブン銀行とのATM業務の提携開始 ●第8代会長に高橋 宏 氏就任
つくば支店統廃合
- 2006年(平成18年) ■生体認証付ICキャッシュカード発行開始
- 2007年(平成19年) ■全J A 全店舗、水戸手形交換所加盟
- 2008年(平成20年) ■当会創立60周年 ●第9代会長に澤田 正彦氏就任
茨城エコ事業所登録(A A A 認定)
- 2009年(平成21年) ■県内J A 貯金1兆5,000億円達成
中期経営計画（平成22年度～平成24年度）の策定
- 2011年(平成23年) ■J A S T E M新システム稼動 ●第10代会長に加倉井 豊邦氏就任
東日本大震災にかかる系統災害資金創設
第6次全銀為替システム稼動
- 2012年(平成24年) ■中期経営計画（平成25年度～平成27年度）の策定
- 2013年(平成25年) ■コンビニATM2社（イーネット、ローソン）とATM提携開始
- 2014年(平成26年) ■法人J A ネットバンク（インターネットバンキング）の取扱開始
- 2015年(平成27年) ■中期経営計画（平成28年度～平成30年度）の策定
- 2016年(平成28年) ■J A グループ茨城県域企画応援事業の実施
- 2017年(平成29年) ■県内J A 貯金1兆8,000億円達成 ●第11代会長に佐野 治 氏就任
移動店舗車導入（J A 常陸）
- 2018年(平成30年) ■当会創立70周年
中期経営計画（2019年度～2021年度）の策定
-
- 2019年(令和 元年) ■個人型確定拠出年金「iDeCo」取扱開始
- 2020年(令和 2年) ■共用携帯用端末機の導入 ●第12代会長に八木岡 努氏就任
新型コロナウイルスにかかる系統農業災害資金創設
- 2021年(令和 3年) ■県内J A 貯金1兆9,000億円達成
中期経営計画(2022年度～2024年度)の策定

県内JA一覧

(2022年6月30日現在)

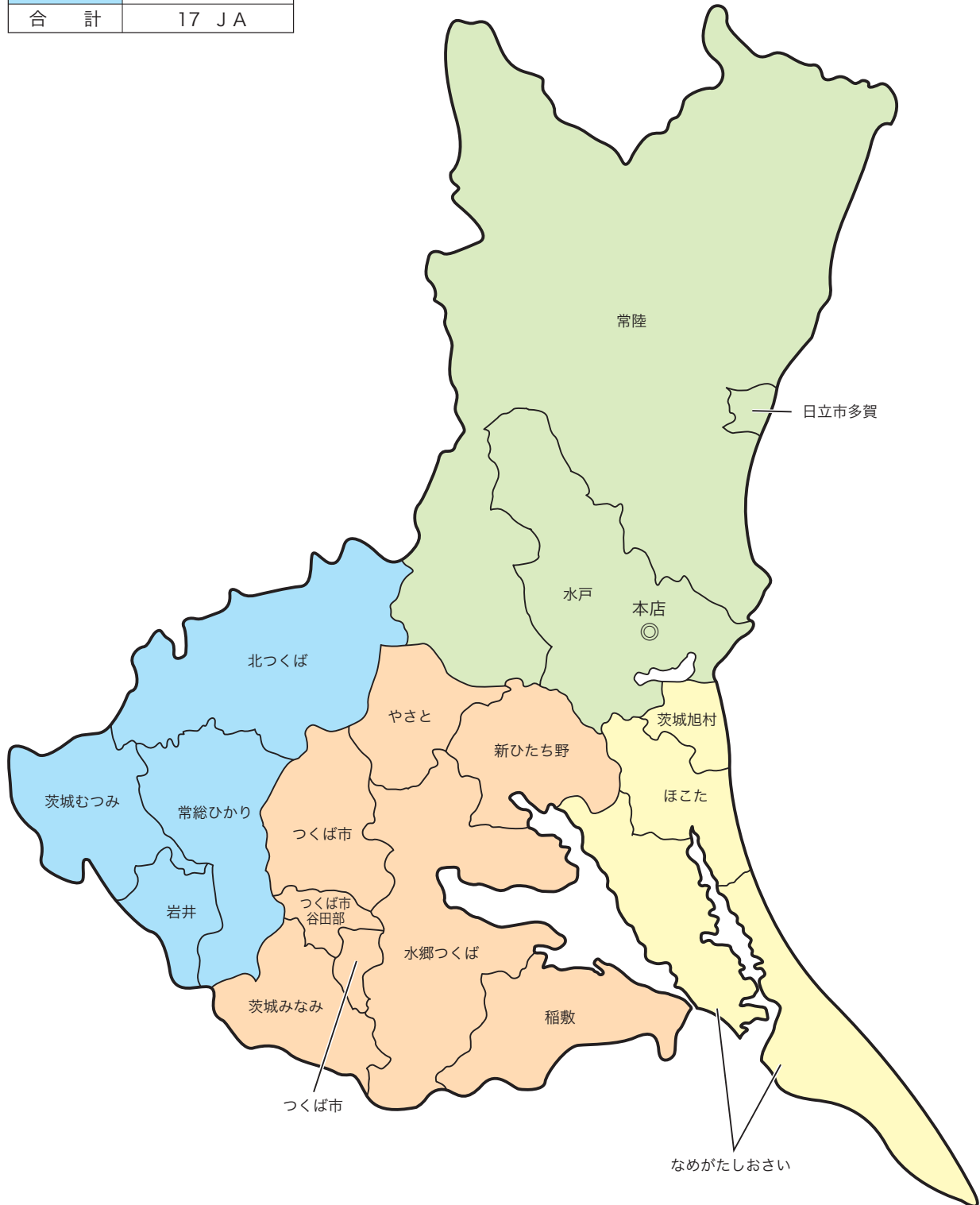
J A 名	郵便番号	住 所	電話番号	店舗数
水 戸	311-4141	水戸市赤塚2-27	029-254-5116	8
常 陸	313-0013	常陸太田市山下町3889	0294-72-9128	28
日 立 市 多 賀	316-0003	日立市多賀町1-12-10	0294-33-0048	1
茨 城 旭 村	311-1415	鉾田市造谷1379-18	0291-37-0111	1
ほ こ た	311-1504	鉾田市安房1654-3	0291-33-5343	3
な め が た し お さ い	314-0148	神栖市深芝2752-5	0299-93-5510	9
稲 敷	300-0504	稲敷市江戸崎甲3016-3	029-892-6643	4
水 郷 つ く ば	300-0833	土浦市小岩田西1-1-11	029-822-0537	14
つ く ば 市	305-0027	つくば市東岡335	029-857-3112	7
つ く ば 市 谷 田 部	305-0861	つくば市谷田部2074-1	029-836-0351	2
茨 城 み な み	300-1537	取手市毛有111	0297-63-2209	6
や さ と	315-0116	石岡市柿岡3236-6	0299-43-1101	3
新 ひ た ち 野	315-0035	石岡市南台3-21-14	0299-56-5800	5
北 つ く ば	308-0051	筑西市岡芹2222	0296-25-6612	11
常 総 ひ か り	304-0814	下妻市宗道2028	0296-30-1213	7
茨 城 む つ み	306-0404	猿島郡境町大字長井戸23	0280-87-5170	7
岩 井	306-0631	坂東市岩井2229	0297-35-1464	5
合 計				121

■ J Aグループ茨城エリアマップ

(2022年6月30日現在)

地区名	地区別 J A 数
県北	3 J A
鹿行	3 J A
県南	7 J A
県西	4 J A
合計	17 J A

◎信連本店所在地



資料編

CONTENTS

経営状況に関する事項

財務諸表	貸借対照表	42
	損益計算書	43
	剰余金処分計算書	44
	キャッシュ・フロー計算書	45
	注記表	46
経営諸指標	最近の5事業年度の主要な経営指標	56
	利益総括表	56
	事業純益	56
	資金運用収支の内訳	57
	受取・支払利息の増減額	57
	利益率	57
	貯貸率・貯証率	57
貯金業務	科目別貯金平均残高	58
	金利条件別定期貯金残高	58
貸出業務	科目別貸出金平均残高	59
	金利条件別貸出金残高	59
	担保の種類別貸出金残高	59
	担保の種類別債務保証見返り残高	59
	使途別貸出金残高	59
	業種別貸出金残高	60
	主要な農業関係の貸出金残高	60
	貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	61
	貸出金償却の額	61
	農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	62
	元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	62
有価証券業務	種類別有価証券平均残高	63
	商品有価証券種類別平均残高	63
	有価証券残存期間別残高	63
有価証券の時価情報等	有価証券	64
	金銭の信託	65
	デリバティブ取引	65
	金融等デリバティブ取引	65
	有価証券店頭デリバティブ取引	65
受託・為替業務等	受託貸付金残高	66
	内国為替の取扱実績	66
	公共債等の窓口販売実績	66

自己資本の充実の状況に関する事項

1	自己資本の状況	67
2	信用リスクに関する事項	70
3	信用リスク削減手法に関する事項	74
4	派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	75
5	証券化エクスポージャーに関する事項	76
6	オペレーショナル・リスクに関する事項	78
7	出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	78
8	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	79
9	金利リスクに関する事項	80

役員等の報酬体系

役員等の報酬体系	83
----------	----

財務諸表

■貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2020年度 (2021年3月31日現在)	2021年度 (2022年3月31日現在)	科目	2020年度 (2021年3月31日現在)	2021年度 (2022年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,733	4,761	貯金	1,480,141	1,467,791
預け金	867,857	800,001	当座貯金	36,189	33,680
系統預け金	865,322	798,723	普通貯金	8,649	9,332
系統外預け金	2,535	1,278	貯蓄貯金	2	3
買入金銭債権	20,220	28,414	通知貯金	660	565
金銭の信託	19,579	32,468	別段貯金	988	409
有価証券	500,276	508,081	定期貯金	1,433,584	1,423,729
国債	141,911	145,867	定期積金	66	70
地方債	91,015	73,884	債券貸借取引受入担保金	21,028	27,354
社債	71,468	92,047	借入金	108,850	86,010
外国証券	22,200	32,113	代理業務勘定	18	12
株式	5,360	5,874	その他負債	3,651	2,229
受益証券	168,033	158,014	未払法人税等	149	186
投資証券	286	279	貯金利子諸税その他	0	0
貸出金	238,157	238,466	従業員預り金	267	279
手形貸付	756	600	金融派生商品	1	-
証書貸付	170,304	163,159	仮受金	1,766	347
当座貸越	6,847	8,767	その他の負債	11	8
金融機関貸付	60,248	65,938	未払費用	1,432	1,375
その他資産	1,777	1,742	前受収益	2	2
従業員貸付金	2	2	未決済為替借	19	31
差入保証金	81	81	諸引当金	5,460	5,505
仮払金	31	35	相互援助積立金	4,445	4,501
その他の資産	574	603	賞与引当金	45	45
未収収益	1,079	1,018	退職給付引当金	969	951
未決済為替貸	7	1	役員退職慰労引当金	0	7
有形固定資産	323	296	繰延税金負債	4,867	1,972
建物	168	148	債務保証	1,331	1,146
土地	113	113	負債の部合計	1,625,348	1,592,023
その他の有形固定資産	41	33	(純資産の部)		
無形固定資産	58	44	出資金	31,499	34,019
ソフトウェア	55	41	(うち後配出資金)	(5,950)	(8,470)
その他の無形固定資産	3	3	利益剰余金	45,942	46,847
外部出資	68,898	68,898	利益準備金	20,885	21,285
系統出資	68,058	68,058	その他利益剰余金	25,057	25,562
系統外出資	819	819	リスク管理積立金	3,000	3,000
子会社等出資	20	20	外部出資減損対応積立金	-	300
債務保証見返	1,331	1,146	システム積立金	-	200
貸倒引当金	△ 3,825	△ 4,416	農林年金特例業務積立金	188	188
			特別積立金	18,643	18,643
			当期末処分剰余金	3,225	3,230
			(うち当期剰余金)	(1,670)	(1,902)
			会員資本合計	77,441	80,866
			その他有価証券評価差額金	14,598	7,016
			評価・換算差額等合計	14,598	7,016
			純資産の部合計	92,040	87,883
資産の部合計	1,717,388	1,679,907	負債及び純資産の部合計	1,717,388	1,679,907

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)		2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
経常収益		14,344		14,260
資金運用収益		11,385		11,009
貸出金利息		1,231		1,311
預け金利息		62		19
有価証券利息配当金		4,909		4,441
その他受入利息		5,181		5,236
(うち受取奨励金)		(4,886)		(4,466)
(うち受取特別配当金)		(237)		(704)
役務取引等収益		1,022		1,017
受入為替手数料		12		13
その他の受入手数料		1,009		1,003
その他事業収益		1,255		1,225
受取助成金		—		28
国債等債券売却益		222		162
金融派生商品収益		0		0
その他の事業収益		1,033		1,033
その他経常収益		680		1,008
株式等売却益		184		16
金銭の信託運用益		438		942
その他の経常収益		58		49
経常費用		12,227		11,835
資金調達費用		8,329		8,129
貯金利息		127		44
借入金利息		103		72
債券貸借取引支払利息		3		2
その他支払利息		8,094		8,008
(うち支払奨励金)		(8,087)		(8,000)
役務取引等費用		1,096		1,110
支払為替手数料		7		6
その他の支払手数料		1,084		1,099
その他の役務取引等費用		4		4
その他事業費用		324		264
支払助成金		52		36
国債等債券売却損		272		228
経費		1,686		1,623
人件費		917		923
物件費		683		621
税金		85		78
その他経常費用		789		707
貸倒引当金繰入額		533		592
相互援助積立金繰入額		54		56
株式売却損		59		—
金銭の信託運用損		135		51
その他の経常費用		6		7
経常利益		2,116		2,425

特別利益	0	-
その他の特別利益	0	-
特別損失	3	1
固定資産処分損	3	1
税引前当期利益	2,113	2,424
法人税、住民税及び事業税	416	516
法人税等調整額	25	4
法人税等合計	442	521
当期剰余金	1,670	1,902
当期首繰越剰余金	1,554	1,327
当期末処分剰余金	3,225	3,230

■剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	2020年度	2021年度
1 当期末処分剰余金	3,225	3,230
2 剰余金処分額	1,897	2,162
(1) 利益準備金	400	400
(2) 任意積立金	500	700
リスク管理積立金	-	200
外部出資減損対応積立金	300	200
システム積立金	200	300
(3) 出資配当金	549	570
普通出資に対する配当金	510	510
後配出資に対する配当金	38	59
(4) 事業分量配当金	448	491
3 次期繰越剰余金	1,327	1,068

- 出資金の配当率 年2.0% (ただし、後配出資金の配当率 年0.8%) です。
- 事業の利用分量に対する配当金の分配の基準は、次のとおりです。
信用事業を営む総合農協および総合農協以外の正・准会員における1年以上の定期貯金の平均残高(中途解約を除く)から、同貯金の担保差し入れ期間に対応する平均残高および当座貸越平均残高を控除した額に対し、2020年度は0.0316%、2021年度は0.0349%です。
- 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的、取崩基準、積立目標額等は次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	積立目的および取崩基準	積立目標額
リスク管理積立金	安定的還元に資するための運用資産増強にあたり、予測しがたい諸リスクに備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。	5,000
外部出資減損対応積立金	外部出資の減損リスクに備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。	500
システム積立金	顧客の利便性向上や事務効率化を目的にJ Aバンク営業店システム等のシステム導入に備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。	500
農林年金特例業務負担積立金	農林年金制度完了に伴う将来の特例業務負担金の一括費用処理に備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。	188

■キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,113	2,424
減価償却費	48	47
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	533	590
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 43	△ 18
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	41	63
資金運用収益	△ 11,385	△ 11,009
資金調達費用	8,329	8,129
有価証券関係損益 (△は益)	310	486
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 303	△ 891
外部出資関係損益 (△は益)	△ 9	-
固定資産処分損益 (△は益)	3	1
貸出金の純増 (△) 減	△ 13,781	△ 309
預け金の純増 (△) 減	8,500	67,000
貯金の純増減 (△)	10,683	△ 12,349
借入金の純増減 (△)	△ 7,270	△ 18,800
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△ 6,399	6,326
コールローン等の純増 (△) 減	△ 4,621	△ 8,193
資金運用による収入	11,855	11,998
資金調達による支出	△ 8,395	△ 8,174
事業分量配当金の支払額	△ 430	△ 448
その他	△ 27	△ 1,430
小計	△ 10,249	35,442
法人税等の支払額	△ 447	△ 480
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,697	34,962
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 112,948	△ 116,196
有価証券の売却による収入	79,823	80,202
有価証券の償還による収入	23,664	17,542
金銭の信託の増加による支出	-	△ 17,762
金銭の信託の減少による収入	-	4,500
固定資産の取得による支出	△ 42	△ 7
固定資産の売却による収入	-	△ 0
外部出資の売却による収入	15	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,486	△ 31,720
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 3,680	△ 4,040
出資の増額による収入	2,830	2,520
出資金の払戻しによる支出	-	△ 0
出資配当金の支払額	△ 525	△ 549
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,375	△ 2,069
4 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	△ 21,559	1,172
5 現金及び現金同等物の期首残高	54,334	32,775
6 現金及び現金同等物の期末残高	32,775	33,947

■ 注記表

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、1998年（平成10年）4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～30年 |
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。
- 正常先および要注意先に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しています。予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- 破綻懸念先に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
- 破綻先および実質破綻先にかかる債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- なお、債務者は「自己査定手続」に則り、次のとおり区別しています。
- 正 常 先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- 要 注 意 先：貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
- 要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権である債務者
- 実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
- 破 綻 先：破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
- すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産の実行部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しています。

- ② 賞与引当金
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
- 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
- ⑤ 相互援助積立金
- 相互援助積立金は、「茨城県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。
- (9) 消費税等の会計処理
- 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。
- ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 表示方法の変更に関する事項

農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より貸倒引当金に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度にかかる財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- 貸倒引当金
- (1) 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額
- 貸倒引当金 3,825百万円
- (2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算出方法
- 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」、「(8)引当金の計上基準」、「①貸倒引当金」に記載しています。
- ② 主要な仮定
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動の停滞により、特に貸出金等の信用リスクへの影響が懸念されますが、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、債務者区分等への大きな影響はないと仮定を置いたうえで貸倒引当金を算定しています。
- ③ 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響
- 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,614百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコンおよびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|--------------|-------|-------|-------|
| オペレーティング・リース | 17百万円 | 12百万円 | 29百万円 |
- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
- 担保に供している資産
- | | |
|-------------|-----------|
| 系統預け金 | 20,000百万円 |
| 有価証券 | 20,953百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

証書借入金 19,590百万円

債券貸借取引受入担保金 21,028百万円

上記のほか、為替決済にかかる担保として系統預け金45,000百万円、収納代理等にかかる担保として系統外預け金11百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,053百万円を差し入れています。

- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に51,054百万円含まれています。
- (5) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は702百万円です。
- (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (9) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は5,229百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

- (11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は8百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

- (12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は5,238百万円です。

なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (13) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、36,786百万円です。

- (14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,350百万円が含まれています。

- (15) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,760百万円が含まれています。

5 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 28百万円 |
| うち事業取引高 | 28百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 356百万円 |
| うち事業取引高 | 356百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は0百万円です。

6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、茨城県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券等であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金銭信託および指定金外信託により運用しており、その構成資産は、債券および投資信託等であり、純投資目的（運用目的およびその他目的）で保有しています。これらは、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスク等に晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金には、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金および自己資本増強の一環として会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金等です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引があり、金利の変動リスクに晒されています。

③金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

- (a) 当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っています。

また、内部牽制の強化を目的として、取引実施部署と後方事務部門を分離し、リスク量の計測および与信限度等の月次モニタリングはリスク統括部が行い、相互牽制が働く体制を整えています。

リスク量に対する対処方針等については、ALM委員会およびリスク管理委員会にて協議し、経営管理委員会および理事会で決定し、市場関連リスク全体の管理を実施しています。

- (b) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは、市場統合VaR算出ツール（農林中央金庫）では分散共分散法（保有期間60営業日、信頼区間99.0%、観測

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

期間1,000日)、野村i-Port(野村証券)では分散共分散法(保有期間60営業日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、2021年3月31日現在で当社の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で11,551百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	867,857	867,867	10
買入金銭債権			
その他目的	106	106	-
有価証券に該当しないもの	20,114	20,114	-
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	5,864	5,864	-
その他の金銭の信託	13,714	13,714	-
有価証券			
その他有価証券	500,276	500,276	-
貸出金	238,160		
貸倒引当金	△3,427		
貸倒引当金控除後	234,732	236,378	1,646
資産計	1,642,666	1,644,322	1,656
貯金	1,480,141	1,480,163	22
借入金	108,850	108,850	-
債券貸借取引受入担保金	21,028	21,028	-
負債計	1,610,019	1,610,041	22
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用 されていないもの	(1)	(1)	-
デリバティブ取引計	(1)	(1)	-

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金2百万円を含めています。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権
ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託
信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額によっています。

e 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

c 債券貸借取引受入担保金
短期間で決済されることから、当該帳簿額を時価としています。

【デリバティブ取引】
デリバティブ取引は、金利スワップであり、割引現在価値により算出した価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	68,898百万円
(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。	

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	867,857	-	-	-	-	-
買入金銭債権						
その他目的のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	105
有価証券に該当しないもの	12,000	3,000	500	4,600	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	31,342	77,772	53,329	23,091	34,765	244,174
貸出金	39,380	46,367	35,103	30,434	26,863	59,708
合計	950,580	127,139	88,932	58,125	61,629	303,988

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)2,437百万円について

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

ては「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金11,550百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等279百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件20百万円は償還日が特定できないため含めていません。

⑤借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
貯金	1,479,628	298	193	5	14	-
借入金	18,800	50,090	21,100	7,100	-	11,760
債券貸借取引	21,028	-	-	-	-	-
受入担保金						
合計	1,519,456	50,388	21,293	7,105	14	11,760

- (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金11,760百万円については、「5年超」に含めています。

7 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれています。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	(単位：百万円)			
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,101	2,498	2,602
	債券	251,394	241,547	9,846
	国債	118,574	110,944	7,629
	地方債	74,031	72,688	1,342
	社債	41,671	41,288	383
	その他	17,117	16,625	491
その他	97,448	87,042	10,406	
小計	353,944	331,088	22,855	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	258	268	△9
	債券	75,201	76,134	△932
	国債	23,337	23,703	△366
	地方債	16,984	17,359	△375
	社債	29,796	29,961	△165
	その他	5,083	5,109	△26
その他	70,978	73,436	△2,458	
小計	146,438	149,839	△3,400	
合計	500,382	480,927	19,454	

- (注) 上記差額合計から繰延税金負債5,372百万円を差し引いた金額14,081百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

②非保有区分口

非保有区分口において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののみとなります。

	(単位：百万円)			
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	20,114	20,114	-
	小計	20,114	20,114	-
合計	20,114	20,114	-	

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	277百万円	72百万円	59百万円
債券	62,236	222	272
その他	3,337	111	0
合計	65,850	406	331

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりです。

	貸借対照表		うち貸借対照表		うち貸借対照表	
	計上額	取得原価	計上額が取得原価を超えるもの	計上額が取得原価を超えるもの	計上額が取得原価を超えるもの	計上額が取得原価を超えるもの
(1) 運用目的の金銭の信託						
貸借対照表計上額			5,864百万円			
当年度の損益に含まれた評価差額			-	1百万円		
(2) その他の金銭の信託						
貸借対照表計上額						
取得原価						
差額						
その他の金銭の信託	13,714百万円	13,000百万円	714百万円	803百万円	88百万円	

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債197百万円を差し引いた金額516百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,013百万円
退職給付費用	58百万円
退職給付の支払額	△102百万円
期末における退職給付引当金	969百万円

b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	969百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	969百万円
退職給付引当金	969百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	969百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	58百万円
----------------	-------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、11百万円となっています。

また、存続組合より示された2021年3月現在における2032年（令和14年）3月までの特例業務負担金の将来見込額は、125百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
相互援助積立金超過額	1,229百万円
貸倒引当金超過額	1,028百万円
未払奨励金否認額	350百万円
退職給付引当金超過額	268百万円
減価償却超過額	40百万円
未払事業税	25百万円
賞与引当金超過額	12百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	2,964百万円
評価性引当額	△2,261百万円
繰延税金資産合計(A)	702百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△5,570百万円

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

繰延税金負債合計(B)	△5,570百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△4,867百万円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.31%
事業分量配当金	△5.87%
住民税均等割等	0.21%
評価性引当金の増減	5.95%
その他	0.26%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.95%

11 持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額	20百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	206百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	7百万円

12 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金です。

■ 注記表

2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - ……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等
 - ……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、1998年（平成10年）4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
- 建物 3年～50年
 - その他 3年～30年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。
- 正常先および要注意先に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しています。予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- 破綻懸念先に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
- 破綻先および実質破綻先にかかる債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- なお、債務者は「自己査定手続」に則り、次のとおり区別しています。
- 正 常 先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- 要 注 意 先：貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
- 要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権である債務者
- 実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
- 破 綻 先：破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
- すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産の実行部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監

査しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「茨城県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

(9) 消費税等の会計処理

有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

(1) 収益認識に関する会計基準

当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準

当会は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44号-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度にかかる財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額

貸倒引当金 4,416百万円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」、「(8)引当金の計上基準」、「①貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動の停滞により、特に貸出金等の信用リスクへの影響が懸念されますが、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、債務者区分等への大きな影響はないと仮定を置いたうえで貸倒引当金を算定しています。

③ 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,638百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコンおよびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|--------------|------|------|-------|
| オペレーティング・リース | 9百万円 | 3百万円 | 12百万円 |
- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
- 担保に供している資産
- | | |
|-------|-----------|
| 系統預け金 | 20,000百万円 |
| 有価証券 | 27,285百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-------------|-----------|
| 証書借入金 | 19,590百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 27,354百万円 |
- 上記のほか、為替決済にかかる担保として系統預け金45,000百万円、収納代理等にかかる担保として系統外預け金11百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,031百万円を差し入れています。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に51,094百万円含まれています。
- (5) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は629百万円です。
- (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 281百万円 |
| 危険債権額 | 5,767百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 5百万円 |
| 合計額 | 6,054百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日 内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しています。

- (10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、38,859百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,350百万円が含まれています。
- (12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,720百万円が含まれています。

5 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 33百万円 |
| うち事業取引高 | 33百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 一百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 311百万円 |
| うち事業取引高 | 311百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 一百万円 |
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は1百万円です。

6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、茨城県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券等であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金銭信託および指定金外信託により運用しており、その構成資産は、債券および投資信託等であり、純投資目的（運用目的およびその他目的）で保有しています。これらは、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスク等に晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金および自己資本増強の一環として会員である地元のJ Aから借り入れた永久劣後特約付借入金等です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。

③金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバラ

2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

ンスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っています。

また、内部牽制の強化を目的として、取引実施部署と後方事務部門を分離し、リスク量の計測および与信限度等の月次モニタリングはリスク統括部が行い、相互牽制が働く体制を整えています。

リスク量に対する対処方針等については、ALM委員会およびリスク管理委員会にて協議し、経営管理委員会および理事会で決定し、市場関連リスク全体の管理を実施しています。

(b) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは、市場統合VaR算出ツール（農林中央金庫）では分散共分散法（保有期間60営業日、信頼区間99.0%、観測期間1,000日）、野村i-Port（野村証券）では分散共分散法（保有期間60営業日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、2022年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で15,428百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	800,001	800,008	6
買入金銭債権			
その他目的	67	67	—
有価証券に該当しないもの	28,346	28,346	—
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	1,456	1,456	—
その他の金銭の信託	31,012	31,012	—
有価証券			
その他有価証券	508,081	508,081	—
貸出金	238,466		
貸倒引当金	△4,061		
貸倒引当金控除後	234,405	235,477	1,071
資産計	1,603,371	1,604,449	1,078
貯金	1,467,791	1,467,811	20
借入金	86,010	85,994	△15
債券貸借取引受入担保金	27,354	27,354	—
負債計	1,581,156	1,581,161	5

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

c 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されることから、当該帳簿額を時価としています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

68,898百万円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	800,001	-	-	-	-	-
買入金銭債権 その他の目的の うち満期があ るもの	-	-	-	-	-	66
有価証券に該 当しないもの 有価証券	22,824	500	5,000	-	-	-
その他有価証 券のうち満期 があるもの	57,375	53,258	29,472	36,552	44,467	255,333
貸出金	61,082	38,186	36,374	26,823	19,561	56,152
合計	941,283	91,945	70,847	63,375	64,028	311,552

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）4,459百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金11,550百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等276百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件8百万円は償還日が特定できないため含めていません。

⑤借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,467,262	311	174	17	25	-
借入金	50,090	21,100	7,100	-	-	7,720
債券貸借取引 受入担保金	27,354	-	-	-	-	-
合計	1,544,707	21,411	7,274	17	25	7,720

- (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めていません。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約借入金7,720百万円については、「5年超」に含めています。

7 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれています。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	(単位：百万円)			
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	5,044	2,400	2,643
	債券	198,162	191,177	6,985
	国債	103,930	98,175	5,755
	地方債	59,158	58,593	565
	社債	21,774	21,544	230
	その他	13,298	12,864	434
	その他	48,794	38,412	10,382
小計	252,002	231,990	20,011	
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	829	926	△96
	債券	145,750	148,212	△2,462
	国債	41,937	42,893	△956
	地方債	14,725	15,306	△580
	社債	70,272	70,717	△444
	その他	18,814	19,295	△481
	その他	109,566	117,723	△8,156
小計	256,146	266,862	△10,716	
合計	508,148	498,853	9,294	

- (注) 上記差額合計から繰延税金負債2,562百万円を差し引いた金額6,732百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

②非保有区分口

非保有区分口において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののみとなります。

	(単位：百万円)			
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	その他	28,346	28,346	-
	小計	28,346	28,346	-
	合計	28,346	28,346	-

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	6百万円	0百万円	-百万円
債券	61,624	162	228
その他	399	16	0
合計	62,030	179	228

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託
- | | |
|-----------------|----------|
| 貸借対照表計上額 | 1,456百万円 |
| 当年度の損益に含まれた評価差額 | -百万円 |
- (2) その他の金銭の信託
- | 貸借対照表
計上額 | 取得原価 | 差額 | うち貸借対照表
計上額が取得原
価を超えるもの | うち貸借対照表
計上額が取得原
価を超えないもの | |
|---------------|-----------|-----------|-------------------------------|--------------------------------|--------|
| その他の
金銭の信託 | 31,012百万円 | 30,619百万円 | 392百万円 | 736百万円 | 343百万円 |

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債108百万円を差し引いた金額284百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	969百万円
退職給付費用	56百万円
退職給付の支払額	△74百万円
期末における退職給付引当金	951百万円

b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	951百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	951百万円
退職給付引当金	951百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	951百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	56百万円
----------------	-------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、11百万円となっています。

また、存続組合より示された2022年3月現在における2032年（令和14年）3月までの特例業務負担金の将来見込額は、118百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	相互援助積立金超過額	1,245百万円
--------	------------	----------

2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

貸倒引当金超過額	1,144百万円
未払奨励金否認額	346百万円
退職給付引当金超過額	263百万円
減価償却超過額	38百万円
未払事業税	31百万円
賞与引当金超過額	12百万円
その他	11百万円
繰延税金資産小計	3,094百万円
評価性引当額	△2,395百万円
繰延税金資産合計(A)	698百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△2,671百万円
繰延税金負債合計(B)	△2,671百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△1,972百万円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.40%
事業分量配当金	△5.61%
住民税均等割等	0.18%
評価性引当金の増減	5.54%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.50%

11 持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額	20百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	217百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	10百万円

12 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金です。

経営諸指標

■最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	15,277	15,610	14,335	14,344	14,260
事業純益	2,334	2,335	2,024	2,214	2,121
経常利益	2,467	2,520	2,107	2,116	2,425
当期剰余金	1,815	1,927	1,583	1,670	1,902
出資金 (出資口数)	25,549 (2,554,912)	25,549 (2,554,912)	28,669 (2,866,912)	31,499 (3,149,912)	34,019 (3,401,902)
純資産額	81,102	84,885	85,604	92,040	87,883
総資産額	1,690,632	1,743,846	1,716,500	1,717,388	1,679,907
貯金等残高	1,512,690	1,516,494	1,469,458	1,480,141	1,467,791
預け金残高	1,019,797	1,003,445	898,971	867,857	800,001
貸出金残高	209,912	202,543	224,375	238,157	238,466
有価証券残高	390,090	449,874	490,672	500,276	508,081
剰余金配当金額	932	946	956	997	1,062
・普通出資配当額	510	510	510	510	510
・後配出資配当額	—	—	14	38	59
・事業分量配当額	421	435	430	448	491
職員数	122	119	115	118	117
単体自己資本比率	16.21	14.73	14.42	14.48	14.14

- 注) 1. 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。
 2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日付金融庁・農林水産省告示第2号（最終改正：令和2年3月31日付金融庁・農林水産省告示第2号））に基づき算出しています。

■利益総括表

(単位：百万円、%)

	2020年度	2021年度	増減
資金運用収支	3,152	3,048	△ 104
資金運用収益	11,385	11,009	△ 375
資金調達費用	8,232	7,961	△ 271
役務取引等収支	△ 74	△ 92	△ 17
役務取引等収益	1,022	1,017	△ 4
役務取引等費用	1,096	1,110	13
その他事業収支	931	960	29
その他事業収益	1,255	1,225	△ 30
その他事業費用	324	264	△ 60
事業粗利益	4,008	3,916	△ 92
事業粗利益率	0.24	0.24	△ 0.00

- 注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用
 3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用
 4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支
 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

■事業純益

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	増減
事業純益	2,214	2,121	△ 93
実質事業純益	2,322	2,292	△ 29
コア事業純益	2,372	2,357	△ 15
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	1,947	2,518	570

- 注) 1. 事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

(単位：百万円，%)

	2020年度			2021年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,637,521	11,385	0.70	1,604,662	11,009	0.69
うち貸出金	230,258	1,231	0.53	239,878	1,311	0.55
うち預け金	889,958	5,186	0.58	835,831	5,191	0.62
うち有価証券	483,787	4,909	1.01	495,219	4,441	0.90
資金調達勘定	1,621,667	8,232	0.51	1,585,528	7,961	0.50
うち貯金・定積	1,492,170	8,214	0.55	1,490,913	8,044	0.54
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	116,402	103	0.09	98,099	72	0.07
総資金利ざや			0.08			0.08

- 注 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
 資金調達原価率 = (資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払奨励金、支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用) / (貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)-金銭の信託運用見合額) × 100
2. 資金運用勘定の平均残高には、コールローン、買入金銭債権、その他(従業員貸付金等)が含まれています。
3. 資金調達勘定の平均残高には、債券貸借取引受入担保金、その他(従業員預り金等)が含まれています。
4. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
5. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
6. 資金調達勘定計の平均残高および利息は、金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

■受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	2020年度増減額	2021年度増減額
受取利息	857	△ 375
うち貸出金	73	80
うち預け金	△ 690	4
うち有価証券	1,442	△ 468
うちコールローン	—	—
支払利息	△ 129	△ 271
うち貯金・定積	△ 113	△ 169
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△ 17	△ 31
差引	986	△ 104

- 注 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

■利益率

(単位：%)

	2020年度	2021年度	増減
総資産経常利益率	0.12	0.14	0.02
純資産経常利益率	2.73	2.99	0.26
総資産当期純利益率	0.10	0.11	0.01
純資産当期純利益率	2.16	2.35	0.19

- 注 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 / 総資産(債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 / 純資産勘定平均残高 × 100

■貯貸率・貯証率

(単位：%)

		2020年度	2021年度	増減
貯貸率	期末	16.09	16.25	0.16
	期中平均	15.43	16.09	0.66
貯証率	期末	33.80	34.62	0.82
	期中平均	32.42	33.22	0.79

- 注 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

貯金業務

■科目別貯金平均残高

(単位：百万円, %)

	2020年度		2021年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	38,601	2.6	42,795	2.9	4,193
定期性貯金	1,453,568	97.4	1,448,117	97.1	△ 5,450
計	1,492,170	100.0	1,490,913	100.0	△ 1,257
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合計	1,492,170	100.0	1,490,913	100.0	△ 1,257

注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金 + 別段貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

■金利条件別定期貯金残高

(単位：百万円, %)

	2020年度		2021年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定期貯金	1,433,584	100.0	1,423,729	100.0	△ 9,855
うち固定金利定期	1,433,584	100.0	1,423,729	100.0	△ 9,855
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定している定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期貯金

貸出業務

■科目別貸出金平均残高

(単位：百万円, %)

	2020年度		2021年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
手形貸付	6,232	2.7	600	0.3	△ 5,632
証書貸付	163,070	70.8	168,485	70.2	5,414
当座貸越	6,370	2.8	8,159	3.4	1,788
金融機関貸付	54,584	23.7	62,632	26.1	8,048
割引手形	—	—	—	—	—
合計	230,258	100.0	239,878	100.0	9,619

■金利条件別貸出金残高

(単位：百万円, %)

	2020年度		2021年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
固定金利貸出	133,815	56.2	131,765	55.3	△ 2,050
変動金利貸出	104,341	43.8	106,701	44.7	2,359
合計	238,157	100.0	238,466	100.0	309

■担保の種類別貸出金残高

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	増減
貯金等	163	114	△ 48
有価証券	—	—	—
不動産	2,135	1,677	△ 457
その他担保物	—	—	—
計	2,298	1,792	△ 506
農業信用基金協会保証	299	292	△ 7
その他保証	926	812	△ 114
計	1,226	1,105	△ 121
信用	234,631	235,569	937
合計	238,157	238,466	309

■担保の種類別債務保証見返り残高

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	増減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	1,331	1,146	△ 184
計	1,331	1,146	△ 184
信用	—	—	—
合計	1,331	1,146	△ 184

■用途別貸出金残高

(単位：百万円, %)

	2020年度		2021年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
設備資金	9,103	3.8	8,541	3.6	△ 562
運転資金	229,053	96.2	229,925	96.4	872
合計	238,157	100.0	238,466	100.0	309

■業種別貸出金残高

(単位：百万円，%)

	2020年度		2021年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
農業	1,700	0.7	1,435	0.6	△ 265
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	46,208	19.4	41,193	17.3	△ 5,014
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	3,140	1.3	3,128	1.3	△ 11
電気・ガス・熱供給・水道業	1,835	0.8	1,456	0.6	△ 378
運輸・通信業	4,750	2.0	4,166	1.7	△ 583
卸売・小売業・飲食業	13,520	5.7	11,650	4.9	△ 1,870
金融・保険業	94,018	39.5	103,225	43.3	9,206
不動産業	12,315	5.2	12,296	5.2	△ 18
サービス業	46,029	19.3	48,928	20.5	2,899
地方公共団体	13,076	5.5	9,489	4.0	△ 3,586
その他	1,563	0.6	1,494	0.6	△ 68
合計	238,157	100.0	238,466	100.0	309

■主要な農業関係の貸出金残高

□営農類型別

(単位：百万円)

種類	2020年度	2021年度	増減
農業	1,919	1,594	△ 325
穀作	95	104	8
野菜・園芸	457	497	39
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	1,366	993	△ 373
農業関連団体等	20,875	22,370	1,494
合計	22,795	23,964	1,169

- 注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記業種別貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

□資金種類別 (貸出金)

(単位：百万円)

種類	2020年度	2021年度	増減
プロパー資金	22,295	23,490	1,194
農業制度資金	499	474	△ 25
農業近代化資金	499	474	△ 25
その他制度資金	—	—	—
合計	22,795	23,964	1,169

- 注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〈受託貸付金〉

(単位：百万円)

種 類	2020年度	2021年度	増 減
日本政策金融公庫資金	7,606	6,819	△ 787
そ の 他	—	—	—
合 計	7,606	6,819	△ 787

注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

■貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	2020年度					2021年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	—	107	—	—	107	107	279	—	107	279
個別貸倒引当金	3,291	3,717	0	3,291	3,717	3,717	4,137	1	3,715	4,137
合 計	3,291	3,825	0	3,291	3,825	3,825	4,416	1	3,823	4,416

■貸出金償却の額

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
貸出金償却額	0	1

注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しています。

■農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2020年度	284	—	—	284	284
	2021年度	281	—	—	281	281
危 険 債 権	2020年度	5,486	1,169	883	3,433	5,486
	2021年度	5,767	1,107	804	3,855	5,767
要 管 理 債 権	2020年度	8	3	—	—	3
	2021年度	5	3	—	—	3
三月以上延滞債権	2020年度	—	—	—	—	—
	2021年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2020年度	8	3	—	—	3
	2021年度	5	3	—	—	3
小 計	2020年度	5,779	1,173	883	3,717	5,774
	2021年度	6,054	1,111	804	4,137	6,052
正 常 債 権	2020年度	233,777				
	2021年度	233,633				
合 計	2020年度	239,556				
	2021年度	239,688				

- 注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

■元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

有価証券業務

■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	増減
国債	145,532	139,560	△ 5,972
地方債	95,544	83,119	△ 12,424
政府保証債	537	—	△ 537
金融債	—	—	—
社債	62,107	81,308	19,201
外国証券	18,693	25,064	6,370
株式	2,790	3,047	257
その他の証券	158,580	163,118	4,538
合計	483,787	495,219	11,432

■商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
2020年度	国債	5,538	17,321	4,883	3,462	36,965	73,740	—	141,911
	地方債	11,465	45,345	506	—	—	33,697	—	91,015
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	3,108	7,120	28,238	14,349	6,368	12,282	—	71,468
	外国証券	2,003	3,984	6,448	6,231	2,423	1,108	—	22,200
	株式	—	—	—	—	—	—	5,360	5,360
	その他の証券	8,350	56,196	15,900	31,291	39,772	—	16,808	168,320
	計	30,466	129,969	55,977	55,335	85,529	120,829	22,168	500,276
2021年度	国債	11,552	8,758	2,152	11,318	39,468	72,617	—	145,867
	地方債	25,624	19,780	199	—	—	28,279	—	73,884
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	2,906	13,390	42,073	11,753	8,575	13,347	—	92,047
	外国証券	701	9,760	8,506	7,479	2,935	2,729	—	32,113
	株式	—	—	—	—	—	—	5,874	5,874
	その他の証券	15,561	29,403	25,924	31,814	38,520	181	16,888	158,294
	計	56,345	81,093	78,856	62,365	89,500	117,156	22,762	508,081

有価証券の時価情報等

■有価証券

□売買目的有価証券

該当する取引はありません。

□満期保有目的の債券

該当する取引はありません。

□その他有価証券

(単位：百万円)

		2020年度			2021年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,101	2,498	2,602	5,044	2,400	2,643
	債 券	251,394	241,547	9,846	198,162	191,177	6,985
	国 債	118,574	110,944	7,629	103,930	98,175	5,755
	地方債	74,031	72,688	1,342	59,158	58,593	565
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	社 債	41,671	41,288	383	21,774	21,544	230
	その 他	17,117	16,625	491	13,298	12,864	434
	その 他	97,448	87,042	10,406	48,794	38,412	10,382
小 計	353,944	331,088	22,855	252,002	231,990	20,011	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	258	268	△ 9	829	926	△ 96
	債 券	75,201	76,134	△ 932	145,750	148,212	△ 2,462
	国 債	23,337	23,703	△ 366	41,937	42,893	△ 956
	地方債	16,984	17,359	△ 375	14,725	15,306	△ 580
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	社 債	29,796	29,961	△ 165	70,272	70,717	△ 444
	その 他	5,083	5,109	△ 26	18,814	19,295	△ 481
	その 他	70,978	73,436	△ 2,458	109,566	117,723	△ 8,156
小 計	146,438	149,839	△ 3,400	256,146	266,862	△ 10,716	
合 計	500,382	480,927	19,454	508,148	498,853	9,294	

注) 有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれています。

□非保有区分口

(単位：百万円)

		2020年度			2021年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その 他	20,114	20,114	—	28,346	28,346	—
	小 計	20,114	20,114	—	28,346	28,346	—
合 計		20,114	20,114	—	28,346	28,346	—

注) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののみとなります。

■金銭の信託

□運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2020年度		2021年度	
貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
5,864	—	1,456	—

□その他の金銭の信託

(単位：百万円)

2020年度					2021年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
13,714	13,000	714	803	88	31,012	30,619	392	736	343

注 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

■デリバティブ取引

該当する取引はありません。

■金融等デリバティブ取引

□金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			2020年度			2021年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	金利オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店 頭	金利スワップ	受取固定支払変動	—	—	—	—	—	—
		受取変動支払固定	200	△ 1	△ 1	—	—	—
	金利オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
計			200	△ 1	△ 1	—	—	—

□通貨関連取引

該当する取引はありません。

□株式関連取引

該当する取引はありません。

□債券関連取引

該当する取引はありません。

■有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

受託・為替業務等

■受託貸付金残高

(単位：百万円)

受託金融機関	2020年度	2021年度
㈱日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)	7,606	6,819
㈱日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)	19	13
独立行政法人住宅金融支援機構	1,824	1,569
独立行政法人福祉医療機構	35	29
合計	9,485	8,431

■内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

		2020年度		2021年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	138,720	48,412	144,728	48,621
	金額	538,825	600,432	536,461	603,871
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
雑為替	件数	8,561	9,409	8,361	9,196
	金額	11,059	14,165	10,798	14,722
合計	件数	147,281	57,821	153,089	57,817
	金額	549,885	614,597	547,259	618,594

■公共債等の窓口販売実績

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度
国債		—	—
地方債		—	—
投資信託		1	2
合計		1	2

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として捉え、内部留保の積上げ、不良債権の処理および業務の効率化等に取り組みました。この結果、2022年3月末における自己資本比率は、14.14%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、永久劣後債務により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	25,549百万円（前年度25,549百万円）

後配出資金

項目	内容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	8,470百万円（前年度5,950百万円）

永久劣後債務

項目	内容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,129百万円（前年度6,194百万円）
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより、自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、規制資本管理要領を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法の簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法により自己資本比率を算出し、モニタリングの実施に加え、自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し対応する体制を構築しています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。これらに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	76,443	79,804
うち、出資金及び資本準備金の額	31,499	34,019
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	45,942	46,847
うち、外部流出予定額 (△)	997	1,062
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,553	4,780
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	4,553	4,780
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	6,194	4,129
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	87,191	88,714
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	42	32
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	42	32
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	42	32
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	87,148	88,682
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	594,251	619,427
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△754	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△754	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,323	7,452
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	601,575	626,880
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.48%	14.14%

- 注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	2020年度			2021年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	2,733	—	—	4,761	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	134,905	—	—	141,315	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,163	—	—	3,107	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	103,233	—	—	83,479	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,107	150	6	297	49	1
国際開発銀行向け	1,325	—	—	1,118	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	7,682	768	30	6,186	618	24
地方三公社向け	96	19	0	83	16	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	950,072	187,526	7,501	889,194	175,484	7,019
法人等向け	257,668	127,526	5,101	296,469	137,953	5,518
中小企業等向け及び個人向け	176	125	5	165	115	4
抵当権付住宅ローン	6	2	0	6	2	0
不動産取得等事業向け	176	176	7	169	169	6
三月以上延滞等	277	—	—	276	—	—
取立未済手形	7	1	0	1	0	0
信用保証協会等による保証付	409	39	1	360	35	1
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	5,017	5,017	200	5,577	5,577	223
(うち出資等のエクスポージャー)	5,017	5,017	200	5,577	5,577	223
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	81,986	200,699	8,027	83,209	203,596	8,143
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	1,003	2,509	100	500	1,251	50
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	78,426	196,065	7,842	78,426	196,065	7,842
(うち特定項目のうち調達項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	719	1,797	71	710	1,777	71
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	1,859	2,789	111
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,837	326	13	1,712	1,712	68
証券化	10,132	2,026	81	10,424	2,084	83
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	10,132	2,026	81	10,424	2,084	83
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	215,691	69,416	2,776	228,765	93,723	3,748
(うちルックスルー方式)	215,691	69,416	2,776	228,765	93,723	3,748
(うちマナード方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	754	30	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,774,868	594,251	23,770	1,754,972	619,427	24,777
CVAリスク相当額÷8%	—	0	0	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	1,774,868	594,251	23,770	1,754,972	619,427	24,777
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %		
	7,323	292	7,452	298		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 合計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 合計	所要自己資本額		
	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %		
	601,575	24,063	626,880	25,075		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであります。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことであります。当会は信用リスクを収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、リスクマネジメント基本方針等を定めて適切に管理しています。

(信用リスク管理に関する規程類)

- ・ リスクマネジメント基本方針
- ・ リスク管理規程
- ・ リスク管理要領
- ・ 信用リスク管理要領
- ・ 信用リスク管理手続

(信用リスクにかかる管理手法)

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、業種別、規模別および格付別のそれぞれのポートフォリオについて、融資残高および融資シェア等を算出し、年度および四半期毎にその推移を対比することで当会の与信ポートフォリオを管理しています。

市場関連の信用リスク管理については、発行体の格付動向・株価動向・財務状況等に留意し、金融機関取引の与信限度額、社債、買入金銭債権、外国証券の取得限度額等を設定のうえ管理しています。

また、常勤理事、リスク統括部長および関係部署長で構成するリスク管理委員会を原則として毎月開催し、当会が保有するリスク量、リスク内容および対応方針を決定しています。

- 当会における貸倒引当金の計上は「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

・ 一般貸倒引当金

自己査定の結果、正常先および要注意先(要管理先、その他の要注意先)に区分した債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出した予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しています。ただし、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、当該必要額を計上しています。

・ 個別貸倒引当金

自己査定の結果、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に区分した債権について、将来損失が発生する可能性の高いⅢ分類の額および回収不可能と判断したⅣ分類の額に対して個別に貸倒引当金を計上しています。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出する掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	2020年度					2021年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	お店頭アパタイプ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	お店頭アパタイプ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	1,527,226	266,014	296,383	—	277	1,483,539	268,156	307,661	—	276
国 外	21,818	—	21,818	—	—	32,242	—	32,242	—	—
地域別残高計	1,549,044	266,014	318,201	—	277	1,515,782	268,156	339,903	—	276
法 人	農業	1,831	1,831	—	—	1,531	1,531	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	73,984	46,597	25,634	—	—	78,331	41,782	34,346	—
	鉱業	200	—	200	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	25,072	15,460	9,029	—	—	27,106	15,429	11,038	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,145	1,842	1,303	—	—	5,776	1,464	4,312	—
	運輸・通信業	13,624	4,752	8,718	—	—	15,175	4,168	10,816	—
	金融・保険業	1,041,255	119,654	33,541	—	—	1,005,487	130,731	46,335	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	73,424	60,716	12,247	—	—	76,754	61,637	14,641	—
日本国政府・地方公共団体	238,138	13,076	225,062	—	—	224,795	9,489	215,305	—	
上記以外	72,541	1,178	2,464	—	261	73,167	1,161	3,107	—	261
個 人	903	903	—	—	15	759	759	—	—	14
その他	4,923	—	—	—	—	6,897	—	—	—	—
業種別残高計	1,549,044	266,014	318,201	—	277	1,515,782	268,156	339,903	—	276
1年以下	948,241	46,353	21,996	—	—	930,982	67,473	40,658	—	—
1年超3年以下	135,164	58,824	72,840	—	—	106,382	49,615	51,246	—	—
3年超5年以下	99,646	55,270	39,761	—	—	102,044	49,051	52,992	—	—
5年超7年以下	42,592	18,947	23,645	—	—	45,990	16,374	29,616	—	—
7年超10年以下	59,378	16,229	43,148	—	—	63,565	14,024	49,541	—	—
10年超	135,761	18,951	116,809	—	—	135,989	20,140	115,849	—	—
期限の定めのないもの	128,259	51,436	—	—	—	130,826	51,476	—	—	—
残存期間別残高計	1,549,044	266,014	318,201	—	—	1,515,782	268,156	339,903	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みません。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	2020年度					2021年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	-	107	-	-	107	107	279	-	107	279
個別貸倒引当金	3,291	3,717	0	3,291	3,717	3,717	4,137	1	3,715	4,137

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

	2020年度						2021年度						
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
国内	3,291	3,717	0	3,291	3,717	/	3,717	4,137	1	3,715	4,137	/	
国外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	
地域別計	3,291	3,717	0	3,291	3,717	/	3,717	4,137	1	3,715	4,137	/	
法人	農業	-	258	-	-	258	-	258	308	-	258	308	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,010	3,180	-	3,010	3,180	-	3,180	3,552	-	3,180	3,552	-
上記以外	261	261	-	261	261	-	261	261	-	261	261	-	
個人	17	17	0	17	17	0	17	14	1	15	14	1	
業種別計	3,291	3,717	0	3,291	3,717	0	3,717	4,137	1	3,715	4,137	1	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		2020年度			2021年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	278,616	278,616	—	274,668	274,668
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	9,062	9,062	—	7,449	7,449
	20%	45,094	940,540	985,634	58,782	882,016	940,798
	35%	—	6	6	—	6	6
	50%	133,322	277	133,599	148,317	676	148,993
	75%	—	166	166	—	153	153
	100%	24,724	37,587	62,311	28,182	34,032	62,215
	150%	—	—	—	—	1,859	1,859
	250%	—	79,646	79,646	—	79,637	79,637
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合計	203,140	1,345,904	1,549,044	235,281	1,280,500	1,515,782	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2020年度			2021年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	21,139	3,027	—	27,399	6,120	—
中小企業等向け及び個人向け	—	0	—	—	0	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	406	—	—	100	—
合計	21,139	3,434	—	27,399	6,221	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当会では、リスク分散戦略におけるALM(資産負債管理)の一環として派生商品取引を活用し、そのリスク限度額(利用限度額)を年度ごと、取引ごとに定め十全なリスク管理を実施しています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

なお、当会は、長期決済期間取引は行っていません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	2020年度	2021年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

2020年度

(単位:百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	1	-	-	-	1
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	1	-	-	-	1
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		-				-
合計	-	1	-	-	-	1

2021年度

(単位:百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		-				-
合計	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項**◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要**

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、余裕金運用規程に定める格付会社の格付に基づき当該社債・買入金銭債権の与信限度額を年度ごとにリスク管理要領で定めるとともに、当該貸出金についても与信限度額を定め、取得・管理しています。

◇体制の整備およびその運用状況の概要

○投資の決定

資金証券部または営業部が分析等を行ったうえで投資案を起案し、リスク統括部がこれを審査しています。

○期中管理

リスク統括部がモニタリングを実施し、当該結果をレビューするとともにリスク管理委員会に報告しています。

○方針の見直し

モニタリングおよびレビューの結果、信用の劣化が見込まれる場合等には、資金証券部または営業部は継続保有や処分等の今後の対応について検討を行っています。

◇信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当ありません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		2020年度		2021年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	6,198	-	5,752	-
	自動車ローン	3,433	-	3,286	-
	その他	500	-	1,385	-
	合計	10,132	-	10,424	-
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

2020年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0~15%未満	-	-	0~100%未満	-	-
	15~50%未満	10,132	81	100~250%未満	-	-
	50~100%未満	-	-	250~400%未満	-	-
	100~250%未満	-	-	400~1250%未満	-	-
	250~400%未満	-	-	1250%	-	-
	400~1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合計	10,132	81	合計	-	-	
オフ・バランス	0~15%未満	-	-	0~100%未満	-	-
	15~50%未満	-	-	100~250%未満	-	-
	50~100%未満	-	-	250~400%未満	-	-
	100~250%未満	-	-	400~1250%未満	-	-
	250~400%未満	-	-	1250%	-	-
	400~1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合計	-	-	合計	-	-	

2021年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0~15%未満	-	-	0~100%未満	-	-
	15~50%未満	10,424	83	100~250%未満	-	-
	50~100%未満	-	-	250~400%未満	-	-
	100~250%未満	-	-	400~1250%未満	-	-
	250~400%未満	-	-	1250%	-	-
	400~1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合計	10,424	83	合計	-	-	
オフ・バランス	0~15%未満	-	-	0~100%未満	-	-
	15~50%未満	-	-	100~250%未満	-	-
	50~100%未満	-	-	250~400%未満	-	-
	100~250%未満	-	-	400~1250%未満	-	-
	250~400%未満	-	-	1250%	-	-
	400~1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合計	-	-	合計	-	-	

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

c 自己資本比率告示第224条ならびに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

部署ごとに法令・手続きの順守状況、事務処理の適否について自主点検を実施して整備改善を図り、また内容により適時リスク管理委員会等で対応を協議し、オペレーショナル・リスクを管理しています。

○事務リスク管理

適切なシステム利用、事務手続の整備、取引実施部門と事務部門の相互牽制、事務処理のダブルチェック、内部検査により管理しています。

○システムリスク管理

危機管理計画を策定し、継続的な体制整備等内部統制強化に努めています。

○法務リスク管理

「コンプライアンスマニュアル」を定めて全役職員に周知徹底するとともに、経営・業務上の法的問題に対しては、顧問弁護士等との適切な連携による法的検討を行い、法務リスクの極小化を図っています。

○風評（レピュテーション）リスク管理

原因の分析と適切な対応策の検討を、関係部署や関係諸団体と連携し迅速・的確に対応しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会で保有する出資等または株式等エクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式または出資として計上されるものです。

○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続きの概要」に記載しています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定のリスク管理については、信用供与の限度額管理を行うとともに、每期外部出資先の経営状況を把握し、査定を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	5,360	5,360	5,874	5,874
非上場	68,898	68,898	68,898	68,898
合計	74,258	74,258	74,772	74,772

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

2020年度			2021年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
82	59	—	0	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券として
いる株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

2020年度		2021年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
2,602	9	2,643	96

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）
該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	215,691	228,765
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会におけるリスク管理方針および手続きについては、以下のとおりです。

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当会は、リスク管理委員会およびALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- 金利リスク計測の頻度
四半期末（6月末、9月末、12月末、3月末）を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
分散投資によるリスク削減を基本としています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、受益証券の解約等による残高減少および変動金利貸出金の増加等によるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	42,447	42,769	2,929	2,800
2	下方パラレルシフト	-	-	13	4
3	スティープ化	36,632	37,304		
4	フラット化	9,415	9,820		
5	短期金利上昇	16,767	17,620		
6	短期金利低下	13,188	15,187		
7	最大値	42,447	42,769	2,929	2,800
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	88,682		87,148	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

確 認 書

1. 私は、2021年4月1日から2022年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されています。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

2022年7月1日

茨城県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 **小林 富美男**

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

2020年度および2021年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	47	7

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員8名、理事3名、監事3名です（期中に退任した者を含みます）。

2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

・ 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成；当会の会員JAの代表者4名、学識経験者2名）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

・ 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、「在職期間における各事業年度の年報酬額×1/12×1.0」により計算した在職期間における1事業年度当たりの額について、就任時から退職時までの期間を合計した額を算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員および理事については経営管理委員会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・ 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注2）以上の報酬等を受ける者（注3）のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2021年度において、対象職員等に該当するものはいません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

2. 「同等額」は、2021年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

3. 2021年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のとおり掲載しています。

農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号

開示項目		ページ	開示項目		ページ
I 概況および組織に関する事項			(定性的開示事項)		
1	業務の運営の組織	35	②	自己資本調達手段の概要	67
2	理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	35	③	信連の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	67
3	会計監査人の氏名または名称	35	④	信用リスクに関する事項	70
4	事務所の名称および所在地	35	⑤	信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要	74
5	特定信用事業代理業者に関する事項	35	⑥	派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	75
II 主要な業務の内容			⑦	証券化エクスポージャーに関する事項	76
6	主要な業務の内容	25	⑧	オペレーショナル・リスクに関する事項	78
III 主要な業務に関する事項			⑨	出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	78
7	直近の事業年度における事業の概況	6	⑩	金利リスクに関する事項	80
8	直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	56	(定量的開示事項)		
①	経常収益	56	⑪	自己資本の充実度に関する事項	69
②	経常利益または経常損失	56	⑫	信用リスクに関する事項(リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)	70
③	当期剰余金または当期損失金	56	⑬	信用リスク削減手法に関する事項	74
④	出資金および出資口数	56	⑭	派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	75
⑤	純資産額	56	⑮	証券化エクスポージャーに関する事項	76
⑥	総資産額	56	⑯	出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関する事項	78
⑦	貯金等残高	56	⑰	リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	79
⑧	貸出金残高	56	⑱	金利リスクに関する事項	80
⑨	有価証券残高	56	18	取得価額または契約価額、時価および評価損益	
⑩	単体自己資本比率	56	①	有価証券	64
⑪	剰余金の配当の金額	56	②	金銭の信託	65
⑫	職員数	56	③	デリバティブ取引	65
9	直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		④	金融等デリバティブ取引	65
①	主要な業務の状況を示す指標	56	⑤	有価証券店頭デリバティブ取引	65
②	貯金に関する指標	58	19	貸倒引当金	61
③	貸出金等に関する指標	59	20	貸出金償却額	61
④	有価証券に関する指標	63	21	会計監査人の監査を受けている旨	82
IV 業務の運営に関する事項			農業協同組合法施行規則第207条第2項		
10	リスク管理の体制	16	開示項目		ページ
11	法令遵守の体制	18	VI 役員等の報酬体系		
12	中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	12	役員等の報酬体系(努力義務)		
13	指定信用事業紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措置および紛争解決措置の内容	19	83		
V 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項					
14	貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	42			
15	債権にかかる事項(以下に該当する金額とその合計額)	62			
①	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	62			
②	危険債権	62			
③	三月以上延滞債権	62			
④	貸出条件緩和債権	62			
16	元本補填契約のある信託にかかる債権に関する事項	62			
17	自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が定める事項	67			
	(自己資本の構成に関する開示事項)				
①	自己資本の構成	68			



茨城の農業を応援します。

現在の生活・将来の生活についてご不安なことがあれば
親切親身に対応いたしますのでぜひご相談ください。

■ JAバンク茨城県信連について

» ごあいさつ

» 経営理念・経営方針

» 組織の概要

» 沿革・あゆみ

■ ディスクロージャー



ディスクロージャーを見る »

金融機関コード

3008-001

個人向け



ログイン・サービスのご案内

当会の概要や経営・財務をはじめとする各種情報は、
インターネットでご覧になることができます。

JAバンク茨城県信連ホームページアドレス

<https://www.jabank-ibaraki.or.jp/shinren/>



REPORT 2022

JAバンク茨城県信連の現況

2022年7月発行

茨城県信用農業協同組合連合会 総務企画部

〒310-0022 茨城県水戸市梅香1-1-4

TEL 029-232-2017

